

# 建設環境委員会資料

## 1 条例案

- (1) 島根県手数料条例の一部を改正する条例 …………… P 1
- (2) 島根県営住宅条例の一部を改正する条例 …………… P 3 4
- (3) 島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 …………… P 3 6

## 2 一般事件案

- (1) 宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について …………… P 4 0
- (2) 契約の締結について …………… P 4 1  
《一般県道斐川上島線（武部2工区）総合交付金（改築）（仮称）武部トンネル工事》
- (3) 契約の締結について …………… P 4 2  
《島根県土砂災害予警報システム整備事業 観測施設更新工事》
- (4) 変更契約の締結について …………… P 4 3  
《波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事》
- (5) 変更契約の締結について …………… P 4 4  
《島根県水防情報システム整備事業 観測施設更新工事》

## 3 予算案

- (1) 令和3年度土木部当初予算 …………… P 4 5
- (2) 令和2年度土木部2月補正予算（初日提案分） …………… P 5 5
- (3) 令和2年度土木部2月補正予算（中日提案分） …………… P 6 0

## 4 報告事項

- (1) 令和3年度土木部の主な組織改正について …………… P 6 5
- (2) 新広域道路交通計画について …………… P 6 6
- (3) 新たな土砂災害予警報システムについて …………… P 6 8

令和3年3月9日・10日

土木部



## 第29号議案

### 島根県手数料条例の一部を改正する条例 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料) (都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)

#### 1. 改正理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の一部を改正する法律」が令和元年5月17日に公布され、令和3年4月1日に施行される。この中で、省エネ基準適合性判定制度の対象建築物の規模が $2,000\text{m}^2$ 以上から $300\text{m}^2$ 以上に引き下げられたことに伴い「建築物省エネ法関係手数料」及び「都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「エコまち法」という。）関係手数料」の一部を改正する。

#### 2. 対象の拡大に伴う影響

- ・建築物省エネ法第12条適合性判定、第34条認定のうち非住宅部分及び第41条認定のうち非住宅部分
- ・エコまち法第53条認定のうち非住宅部分及び非住宅建築物

#### 3. 条例改正の概要

- (1) 島根県手数料条例において、建築物省エネ法及びエコまち法に係る手数料で既に「 $300\sim 2,000\text{m}^2$ 」の手数料を制定しているが、延べ面積 $300\sim 2,000\text{m}^2$ の建築物のうち $1,000\text{m}^2$ 未満のもの着工割合が著しく大きいことから、申請者の負担軽減のため「 $300\sim 2,000\text{m}^2$ 」の手数料を「 $300\sim 1,000\text{m}^2$ 」及び「 $1,000\sim 2,000\text{m}^2$ 」に分割する。

【表1】P2、【表3】P3、【表4】P4～5

- (2) 省エネ基準適合性判定を受けた建築物について、建築基準法第7条第1項及び同法第18条第16項に基づく完了検査時における建築物省エネ法に係る部分の検査手数料を新設する。

【表2】P2

- (3) その他規定の整理

#### 4. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

【表 1】建築物省エネ法第12条の規定に基づく適合性判定の手数料の構成

	建物種別 (計算方法)		延べ床面積 (㎡)	手数料の額
	単棟	標準入力法等基準	非住宅 (工場等を除く)	300未満
<b>300以上1,000未満</b>				<b>276,000</b>
1,000以上2,000未満				357,000
2,000以上5,000未満				509,000
5,000以上10,000未満				627,000
10,000以上25,000未満				729,000
25,000以上			831,000	
工場等			300未満	23,000
			<b>300以上1,000未満</b>	<b>30,000</b>
			1,000以上2,000未満	42,000
			2,000以上5,000未満	99,000
			5,000以上10,000未満	146,000
		10,000以上25,000未満	178,000	
25,000以上		220,000		
モデル建物法基準		非住宅 (工場等を除く)	300未満	86,000
			<b>300以上1,000未満</b>	<b>108,000</b>
			1,000以上2,000未満	142,000
			2,000以上5,000未満	229,000
			5,000以上10,000未満	299,000
			10,000以上25,000未満	353,000
		25,000以上	415,000	
		工場等	300未満	19,000
			<b>300以上1,000未満</b>	<b>26,000</b>
			1,000以上2,000未満	37,000
	2,000以上5,000未満		92,000	
	5,000以上10,000未満		139,000	
10,000以上25,000未満	170,000			
25,000以上	211,000			
複数棟	建築物 1 棟ごとに上記の区分に応じて手数料を算出し、それぞれ合算した額			

※変更計画の適合判定申請における面積算定について  
 変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計。

【表 2】完了検査加算手数料の構成

	延べ床面積 (㎡)	手数料の額
非住宅 (工場等を除く)	300未満	10,000
	<b>300以上1,000未満</b>	<b>16,000</b>
	<b>1,000以上2,000未満</b>	<b>26,000</b>
	<b>2,000以上5,000未満</b>	<b>78,000</b>
	<b>5,000以上10,000未満</b>	<b>124,000</b>
	<b>10,000以上25,000未満</b>	<b>153,000</b>
	<b>25,000以上</b>	<b>192,000</b>

【表3】建築物省エネ法第34条及び法第41条の規定に基づく認定の手数料の構成

	建物種別 (計算方法)	延べ床面積(m <sup>2</sup> )		手数料の額		
				適合証有り	適合証無し	
単棟	非住宅 (標準入力法等基準)	300未満		10,000	224,000	
		<b>300以上1,000未満</b>		<b>16,000</b>	<b>276,000</b>	
		1,000以上2,000未満		26,000	357,000	
		2,000以上5,000未満		78,000	509,000	
		5,000以上10,000未満		124,000	627,000	
		10,000以上25,000未満		153,000	729,000	
		25,000以上		192,000	831,000	
	非住宅 (モデル建物法基準)	300未満		10,000	86,000	
		<b>300以上1,000未満</b>		<b>16,000</b>	<b>108,000</b>	
		1,000以上2,000未満		26,000	142,000	
		2,000以上5,000未満		78,000	229,000	
		5,000以上10,000未満		124,000	299,000	
		10,000以上25,000未満		153,000	353,000	
		25,000以上		192,000	415,000	
	住宅	共同住宅 (性能基準)	300未満		10,000	67,000
			300以上2,000未満		20,000	114,000
			2000以上5,000未満		45,000	193,000
			5,000以上		77,000	268,000
		共同住宅 (仕様基準) ※41条のみ	300未満		10,000	32,000
			300以上2,000未満		20,000	56,000
2000以上5,000未満			45,000	102,000		
5,000以上			77,000	149,000		
複合建築物	住棟部分(共同住宅の住戸部分と共用部分併せた部分)と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額					
複数棟	建築物1棟ごとに上記の区分に応じて手数料を算出し、それぞれ合算した額					

※変更認定申請における面積算定について  
 変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計。

【表4】エコまち法第53条の規定に基づく認定の手数料の構成

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定手数料		手数料の額		
		適合証有り	適合証無し	
ア	一戸建ての住宅に係る計画の認定	33,600	4,600	
イ	共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画の認定			
	(ア) 認定戸数が5戸以下	67,900	9,200	
	(イ) 認定戸数が6戸以上10戸以下	94,100	15,500	
	(ウ) 認定戸数が11戸以上25戸以下	132,000	25,900	
	(エ) 認定戸数が26戸以上50戸以下	190,000	43,500	
	(オ) 認定戸数が51戸以上100戸以下	272,000	77,900	
	(カ) 認定戸数が101戸以上200戸以下	363,000	121,000	
	(キ) 認定戸数が201戸以上300戸以下	476,000	153,000	
	(ク) 認定戸数が301戸以上	559,000	163,000	
ウ	共同住宅等又は住宅部分を有する建築物（アの住宅を除く）の認定を受ける場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受ける場合			
	(ア) 建築物に存する総住戸数			
	a 5戸以下	67,900	9,200	
	b 6戸以上10戸以下	94,100	15,500	
	c 11戸以上25戸以下	132,000	25,900	
	d 26戸以上50戸以下	190,000	43,500	
	e 51戸以上100戸以下	272,000	77,900	
	f 101戸以上200戸以下	363,000	121,000	
	g 201戸以上300戸以下	476,000	153,000	
	h 301戸以上	559,000	163,000	
	(イ) 共用部分の床面積			
	a 300平方メートル未満	107,000	9,200	
	c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	174,000	25,900	
	d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	272,000	77,900	
	e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	349,000	123,000	
	f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	410,000	153,000	
	g 25,000平方メートル以上	478,000	191,000	
	(ウ) 非住宅部分の床面積			
	a 300平方メートル未満	237,000	9,200	
	b <b>300平方メートル以上1,000平方メートル未満</b>	<b>303,000</b>	<b>17,500</b>	
	c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	372,000	77,900	
	d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	530,000	77,900	
	e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	650,000	123,000	
	f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	754,000	153,000	
	g 25,000平方メートル以上	861,000	19,000	
	エ	住宅以外の建築物に係る計画の認定		
		(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満	237,000	9,200
(イ) <b>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</b>		<b>303,000</b>	<b>17,500</b>	
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満		372,000	25,900	
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		530,000	77,900	
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満		650,000	123,000	
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満		754,000	153,000	
(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上		861,000	19,000	

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料		手数料の額	
		適合証有り	適合証無し
ア	一戸建ての住宅に係る計画の変更認定	16,800	23,000
イ	共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る計画の変更認定		
	(ア) 計画の変更を受けようとする認定個数が5戸以下のもの	4,600	33,900
	(イ) 計画の変更を受けようとする認定個数が6戸以上10戸以下のもの	7,700	47,000
	(ウ) 計画の変更を受けようとする認定個数が11戸以上25戸以下のもの	12,900	66,000
	(エ) 計画の変更を受けようとする認定個数が26戸以上50戸以下のもの	21,700	95,000
	(オ) 計画の変更を受けようとする認定個数が51戸以上100戸以下のもの	38,900	136,000
	(カ) 計画の変更を受けようとする認定個数が101戸以上200戸以下のもの	60,500	181,500
	(キ) 計画の変更を受けようとする認定個数が201戸以上300戸以下のもの	76,500	238,000
	(ク) 計画の変更を受けようとする認定個数が301戸以上のもの	81,500	279,500
ウ	共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更認定（住戸に係る変更認定を併せて行う場合を含む）		
	(ア) 計画の変更に係る住戸数（住戸増部分を除く。）		
	a 5戸以下	4,600	33,900
	b 6戸以上10戸以下	7,700	47,000
	c 11戸以上25戸以下	12,900	66,000
	d 26戸以上50戸以下	21,700	95,000
	e 51戸以上100戸以下	38,900	136,000
	f 101戸以上200戸以下	60,500	181,500
	g 201戸以上300戸以下	76,500	238,000
	h 301戸以上	81,500	279,500
	(イ) 計画の変更に係る住戸数（住戸増部分に限る。）		
	a 5戸以下	67,900	9,200
	b 6戸以上10戸以下	94,100	15,500
	c 11戸以上25戸以下	132,000	25,900
	d 26戸以上50戸以下	190,000	43,500
	e 51戸以上100戸以下	272,000	77,900
	f 101戸以上200戸以下	363,000	121,000
	g 201戸以上300戸以下	476,000	153,000
	h 301戸以上	559,000	163,000
	(ウ) 計画の変更に係る共用部分（床面積増部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る共用部分の床面積の増加に係る部分の床面積との合計		
	a 300平方メートル未満	107,000	92,000
	b 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	174,000	25,000
	c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	272,000	77,900
	d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	349,000	123,000
	e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	410,000	153,000
	f 25,000平方メートル以上	478,000	191,000
	(エ) 計画の変更に係る非住宅部分（床面積増部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分の床面積の増加に係る部分の床面積との合計		
	a 300平方メートル未満	237,000	92,000
	b <b>300平方メートル以上1,000平方メートル未満</b>	<b>303,000</b>	<b>17,500</b>
	c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	372,000	25,900
	d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	530,000	77,900
	e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	650,000	123,000
	f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	754,000	153,000
g 25,000平方メートル以上	861,000	191,000	
エ	住宅以外の建築物の計画の変更認定		
	計画の変更に係る部分（床面積増部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の床面積の増加に係る部分の床面積との合計		
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満	237,000	9,200
	(イ) <b>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</b>	<b>303,000</b>	<b>17,500</b>
	(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	372,000	25,900
	(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	530,000	77,900
	(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	650,000	123,000
	(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	754,000	153,000
(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上	861,000	191,000	

## 新旧対照表

改正後			改正前		
島根県手数料条例					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     平成12年3月17日 島根県条例第5号                 </div>					
第1条～第7条 〔略〕			第1条 〔略〕		
			(手数料の納付及び額)		
			第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。		
			第3条～第7条 〔略〕		
附 則 〔略〕			附 則 〔略〕		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
1～64の3 〔略〕			1～64の3 〔略〕		
64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア・イ 〔略〕 ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（アに規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする者	〔略〕	64の4 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア・イ 〔略〕 ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（アに規定する住宅を除く。）に係る計画の認定を受けようとする者	〔略〕



る場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) 〔略〕

〔略〕

(イ) 住人が共同で使用する部分（以下この号及び次号において「共用部分」という。）がある場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この項において「省令」という。）第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）

〔略〕

a 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

b 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの

c 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの

d 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの

e 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの

る場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) 〔略〕

〔略〕

(イ) 住人が共同で使用する部分（以下この号及び次号において「共用部分」という。）がある場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この項において「省令」という。）第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）

〔略〕

a 共用部分の床面積 \_\_\_\_\_ が300平方メートル以内のもの

b 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

c 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

d 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの

e 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの

f 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

(g) 住戸部分及び共用部分以外の部分（以下この号及び次号において「非住宅部分」という。）がある場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

[略]

303,000円  
(適合証等の提出がある場合には、  
17,500円)

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

f 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

(g) 住戸部分及び共用部分以外の部分（以下この号及び次号において「非住宅部分」という。）がある場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの〔新設〕

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

エ 住宅以外の建築物に係る計画の認定を受けようとする場合	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	[略]
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円 (適合証等の提出がある場合には、 17,500円)
(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	[略]
(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	[略]
(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	[略]
(ホ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	[略]
(ヘ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	[略]
(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者ア・イ [略]	
ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物((1)のアに規定する住宅を除く。)に係る計画の変更の認定を受	

エ 住宅以外の建築物に係る計画の認定を受けようとする場合	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの [新設]	[略]
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	[略]
(ロ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	[略]
(ハ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	[略]
(ニ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	[略]
(ヘ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	[略]
(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者ア・イ [略]	
ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物((1)のアに規定する住宅を除く。)に係る計画の変更の認定を受	

けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合

(7)・(イ) 〔略〕

(ウ) 計画の変更に係る共

〔略〕

用部分がある場合（省令第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）

a 計画の変更に係る共用部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る共用部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「変更に係る共用部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの

b 変更に係る床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

c 変更に係る床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

d 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合

(7)・(イ) 〔略〕

(ウ) 計画の変更に係る共

〔略〕

用部分がある場合（省令第4条第3項第1号に規定する数値を用いて評価を行う場合に限る。）

a 計画の変更に係る共用部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る共用部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「変更に係る共用部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル以内のもの

b 変更に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

c 変更に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

d 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

e 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

f 変更に係る床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

(エ) 計画の変更に係る非住宅部分がある場合 [略]

a 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの

b 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 303,000円 (変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円)

c 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの [略]

d 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル [略]

e 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

f 変更に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

(エ) 計画の変更に係る非住宅部分がある場合 [略]

a 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル以内のもの [新設]

b 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの [略]

c 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル [略]

<p>ル以上 5,000平方メートル未満のもの</p>			<p>ルを超え5,000平方メートル以内のもの</p>	
<p>e 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの</p>	〔略〕		<p>d 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	〔略〕
<p>f 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの</p>	〔略〕		<p>e 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	〔略〕
<p>g 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	〔略〕		<p>f 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	〔略〕
<p>エ 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	〔略〕		<p>エ 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	〔略〕
<p>(7) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積の合計（以下この号において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの</p>	〔略〕		<p>(7) 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積の合計（以下この号において「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル以内のもの</p>	〔略〕
<p>(4) 変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	303,000円		〔新設〕	〔略〕
<p>(4) 変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合には、17,500円）			〔略〕
<p>(4) 変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	〔略〕		<p>(4) 変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超え 2,000平方メートル未満のもの</p>	〔略〕

	<p>平方メートル未満のもの</p> <p>(エ) 変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>(オ) 変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>(カ) 変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>(キ) 変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>(3) [略]</p>	[略]		<p>平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(エ) 変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(オ) 変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p> <p>(カ) 変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) [略]</p>	[略]
64の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第6号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号まで及び第6号において「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省</p>		64の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第5号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号まで_____において「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省</p>	





もの		もの	
<u>b</u> 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円	[新設]	
<u>c</u> 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	[略]	<u>b</u> 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	[略]
<u>d～g</u> [略]		<u>c～f</u> [略]	
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)		(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)	
a [略]		a [略]	
<u>b</u> 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,000円	[新設]	
<u>c</u> 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	[略]	<u>b</u> 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	[略]
<u>d～g</u> [略]		<u>c～f</u> [略]	
(ウ) [略]		(ウ) [略]	
イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準 (以下この項において「モデル建物法基準」という。) を用いて評価を行う場合		イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準 (以下この項において「モデル建物法基準」という。) を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)		(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)	
a [略]		a [略]	
<u>b</u> 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000	108,000円	[新設]	

<p>平方メートル未満の もの</p>	〔略〕		〔略〕
<p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>		<p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	
<p>d～g 〔略〕</p>		<p>c～f 〔略〕</p>	
<p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>		<p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a 〔略〕</p>		<p>a 〔略〕</p>	
<p>b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	26,000円	<p>〔新設〕</p>	
<p>c 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	〔略〕	<p>b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	〔略〕
<p>d～g 〔略〕</p>		<p>c～f 〔略〕</p>	
<p>(ウ) 〔略〕</p>		<p>(ウ) 〔略〕</p>	
<p>(2) 法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定 (以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。) を受けようとする者</p>		<p>(2) 法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定 (以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。) を受けようとする者</p>	
<p>ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>		<p>ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>		<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a 〔略〕</p>		<p>a 〔略〕</p>	
<p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300</p>	276,000円	<p>〔新設〕</p>	

<p><u>平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>			
<p><u>c</u> 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>1,000</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	[略]	<p><u>b</u> 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>300</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	[略]
<p><u>d～g</u> [略] (イ) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>		<p><u>c～f</u> [略] (イ) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a [略]</p>		<p>a [略]</p>	
<p><u>b</u> <u>工場等部分の計画</u> の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>300</u> <u>平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	30,000円	<p>[新設]</p>	
<p><u>c</u> 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>1,000</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	[略]	<p><u>b</u> 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>300</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	[略]
<p><u>d～g</u> [略]</p>		<p><u>c～f</u> [略]</p>	
<p>(ウ) [略]</p>		<p>(ウ) [略]</p>	
<p>イ 計画の変更の適合性判 定を受けようとする建築 物についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う 場合</p>		<p>イ 計画の変更の適合性判 定を受けようとする建築 物についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う 場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>		<p>(ア) 当該建築物が非住宅 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a [略]</p>		<p>a [略]</p>	
<p><u>b</u> <u>非住宅部分の計画</u> の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>300</u> <u>平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル</u></p>	108,000円	<p>[新設]</p>	

<p>未満のもの</p> <p><u>c</u> 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>1,000</u> 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの</p>	<p>[略]</p>	<p><u>b</u> 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>300</u> 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの</p>	<p>[略]</p>
<p><u>d～g</u> [略]</p> <p>(イ) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p> <p>a [略]</p>	<p>[略]</p>	<p><u>c～f</u> [略]</p> <p>(イ) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p> <p>a [略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>b</u> 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>300</u> 平方メートル以上 <u>1,000</u>平方メートル 未満のもの</p>	<p>26,000円</p>	<p>[新設]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>c</u> 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>1,000</u> 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの</p> <p><u>d～g</u> [略]</p> <p>(ウ) [略]</p>	<p>[略]</p>	<p><u>b</u> 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が<u>300</u> 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの</p> <p><u>c～f</u> [略]</p> <p>(ウ) [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>(3) 法第13条第2項の規定に 基づく計画の適合性判定 (以下この号において「計 画の適合性判定」とい う。)を求めようとする者 ア 計画の適合性判定を求 めようとする建築物につ いて標準入力法等基準を 用いて評価を行う場合 (ア) 当該建築物が非住宅 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p> <p>a [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>(3) 法第13条第2項の規定に 基づく計画の適合性判定 (以下この号において「計 画の適合性判定」とい う。)を求めようとする者 ア 計画の適合性判定を求 めようとする建築物につ いて標準入力法等基準を 用いて評価を行う場合 (ア) 当該建築物が非住宅 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p> <p>a [略]</p>	<p>[略]</p>
<p><u>b</u> 非住宅部分の床面 積の合計が<u>300</u> 平方メートル以上</p>	<p>276,000円</p>	<p>[新設]</p>	<p>[略]</p>

<p><u>1,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>			
<p><u>c</u> 非住宅部分の 床面積の合計が<u>1,000</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	<p>[略]</p>	<p><u>b</u> 非住宅部分の 床面積の合計が<u>300</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	<p>[略]</p>
<p><u>d～g</u> [略] (イ) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>		<p><u>c～f</u> [略] (イ) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a [略] <u>b</u> <u>工場等部分の床面</u> <u>積の合計が300</u> <u>平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	<p>30,000円</p>	<p>a [略] [新設]</p>	
<p><u>c</u> 工場等部分の 床面積の合計が<u>1,000</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	<p>[略]</p>	<p><u>b</u> 工場等部分の床面 積の合計が<u>300</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	<p>[略]</p>
<p><u>d～g</u> [略] (ウ) [略] イ 計画の適合性判定を求 めようとする建築物につ いてモデル建物法基準を 用いて評価を行う場合</p>		<p><u>c～f</u> [略] (ウ) [略] イ 計画の適合性判定を求 めようとする建築物につ いてモデル建物法基準を 用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>		<p>(ア) 当該建築物が非住宅 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a [略] <u>b</u> <u>非住宅部分の床面</u> <u>積の合計が300</u> <u>平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	<p>108,000円</p>	<p>a [略] [新設]</p>	
<p><u>c</u> 非住宅部分の 床面積の合計が<u>1,000</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	<p>[略]</p>	<p><u>b</u> 非住宅部分の床面 積の合計が<u>300</u> <u>平方メートル以上</u> 2,000平方メートル 未満のもの</p>	<p>[略]</p>

<p><u>d～g</u> 〔略〕</p> <p>(イ) 当該建築物が工場等部分<sub>を</sub>有する場合 (ウ)の場合を除く。)</p> <p>a 〔略〕</p> <p><u>b</u> <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 26,000円</p> <p><u>c</u> <u>工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 〔略〕</p> <p><u>d～g</u> 〔略〕</p> <p>(ウ) 〔略〕</p> <p>(4) 法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定 (以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。)を求めようとする者</p> <p>ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(7) 当該建築物が非住宅部分<sub>を</sub>有する場合 (ウ)の場合を除く。)</p> <p>a 〔略〕</p> <p><u>b</u> <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 276,000円</p> <p><u>c</u> <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上</u> 〔略〕</p>			<p><u>c～f</u> 〔略〕</p> <p>(イ) 当該建築物が工場等部分<sub>を</sub>有する場合 (ウ)の場合を除く。)</p> <p>a 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>b</u> <u>工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 〔略〕</p> <p><u>c～f</u> 〔略〕</p> <p>(ウ) 〔略〕</p> <p>(4) 法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定 (以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。)を求めようとする者</p> <p>ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(7) 当該建築物が非住宅部分<sub>を</sub>有する場合 (ウ)の場合を除く。)</p> <p>a 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>b</u> <u>非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上</u> 〔略〕</p>	
--	--	--	--	--

2,000平方メートル 未満のもの		2,000平方メートル 未満のもの	
d～g [略]		c～f [略]	
(イ) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)		(イ) 当該建築物が工場等 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)	
a [略]		a [略]	
b 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル 未満のもの	30,000円	[新設]	
c 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	[略]	b 工場等部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	[略]
d～g [略]		c～f [略]	
(ウ) [略]		(ウ) [略]	
イ 計画の変更の適合性判 定を求めようとする建築 物についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う 場合		イ 計画の変更の適合性判 定を求めようとする建築 物についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う 場合	
(ア) 当該建築物が非住宅 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)		(ア) 当該建築物が非住宅 部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)	
a [略]		a [略]	
b 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 平方メートル以上 1,000平方メートル 未満のもの	108,000円	[新設]	
c 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が1,000 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	[略]	b 非住宅部分の計画 の変更に係る部分の 床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	[略]

<p><u>d～g</u> [略]</p> <p>(イ) 当該建築物が工場等部分<sub>を有する場合 (ウ)の場合を除く。</sub>)</p> <p>a [略]</p> <p><u>b 工場等部分の計画</u> <u>26,000円</u></p> <p><u>の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>c 工場等部分の計画</u> [略]</p> <p><u>の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>d～g</u> [略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者</p> <p>ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(7) 当該建築物が非住宅部分<sub>を有する場合 (ウ)の場合を除く。</sub>)</p> <p>a [略]</p> <p><u>b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300</u></p>			<p><u>c～f</u> [略]</p> <p>(イ) 当該建築物が工場等部分<sub>を有する場合 (ウ)の場合を除く。</sub>)</p> <p>a [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>b 工場等部分の計画</u> [略]</p> <p><u>の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>c～f</u> [略]</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者</p> <p>ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(7) 当該建築物が非住宅部分<sub>を有する場合 (ウ)の場合を除く。</sub>)</p> <p>a [略]</p> <p>[新設]</p>	
---	--	--	---	--



<p><u>平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>				
<p><u>c</u> 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	[略]		<p><u>b</u> 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	[略]
<p><u>d～g</u> [略] (イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>			<p><u>c～f</u> [略] (イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a [略] <u>b</u> 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	30,000円		<p>a [略] [新設]</p>	
<p><u>c</u> 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が<u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	[略]		<p><u>b</u> 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	[略]
<p><u>d～g</u> [略] (ウ) [略] イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p>			<p><u>c～f</u> [略] (ウ) [略] イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>			<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a [略] <u>b</u> 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が<u>300平方メートル以上</u> <u>1,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u></p>	108,000円		<p>a [略] [新設]</p>	

<p>c 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>[略]</p>	<p>b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が<u>300平方メートル</u>以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>[新設]</p>
<p>d～g [略]</p>		<p>c～f [略]</p>	
<p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>		<p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合 (ウ) の場合を除く。)</p>	
<p>a [略]</p>		<p>a [略]</p>	
<p>b <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>26,000円</p>	<p>[新設]</p>	
<p>c <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>[略]</p>	<p>b <u>工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></p>	<p>[略]</p>
<p>d～g [略]</p>		<p>c～f [略]</p>	
<p>(ウ) [略]</p>		<p>(ウ) [略]</p>	
<p>(6) <u>法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者 (法第25条第1項若しくは第35条第8項 (法第36条第2項において準用する場合を含む。)) 又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)</u> であつて、<u>建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第16項に規定する通知に対する完了検査を受けよう</u></p>		<p>[新設]</p>	

とするもの	
ア 非住宅部分の床面積の 合計が300平方メートル 未満のもの	10,000円
イ 非住宅部分の床面積の 合計が300平方メートル 以上1,000平方メートル 未満のもの	16,000円
ウ 非住宅部分の床面積の 合計が1,000平方メートル 以上2,000平方メートル 未満のもの	26,000円
エ 非住宅部分の床面積の 合計が2,000平方メートル 以上5,000平方メートル 未満のもの	78,000円
オ 非住宅部分の床面積の 合計が5,000平方メートル 以上10,000平方メートル 未満のもの	124,000円
カ 非住宅部分の床面積の 合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル 未満のもの	153,000円
キ 非住宅部分の床面積の 合計が25,000平方メートル 以上のもの	192,000円

(7) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第9号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第9号において「計画の認定」という。）を受けようとする者  
ア 申請建築物（法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合  
ア 計画の認定を受けよ

(6) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第8号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第8号において「計画の認定」という。）を受けようとする者  
ア 申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合  
ア 計画の認定を受けよ

うとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。））、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）を有しないものをいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号、次号及び第10号において同じ。）である場合

a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合

(a) 〔略〕

224,000円  
（非住宅誘導基準適合証（法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判

うとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号、次号及び第9号において同じ。））、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号、次号及び第9号において同じ。）を有しないものをいう。以下この号、次号及び第9号において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号、次号及び第9号において同じ。）である場合

a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準\_\_\_\_\_（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

224,000円  
（非住宅誘導基準適合証（法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判

	定機関（第10号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合には、10,000円)		定機関（第9号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合には、10,000円)
	(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、16,000円）	〔新設〕
	(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〔略〕	(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
	(d)～(g) 〔略〕		(c)～(f) 〔略〕
b	当該建築物の非住		b 当該建築物の非住

宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準  
(次号において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

(a) [略]

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
108,000円  
(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、  
16,000円)

(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

(d)~(g) [略]

c 当該建築物の住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。)(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分。以下この号、次号及び第10号において同じ。)について評価を行う場合

(a) [略]

67,000円  
(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する

宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準  
(次号において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

(a) [略]

[新設]

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

(c)~(f) [略]

c 当該建築物の住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。)(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分。以下この号、次号及び第9号において同じ。)について評価を行う場合

(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

[略]

67,000円  
(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する

	<p>登録住宅性能評価機関 (第10号において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)</p> <p>(b)～(d) [略]</p> <p>(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この号、次号及び第10号において同じ。)</p> <p>a・b [略]</p> <p>イ 他の建築物(法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号</p>		<p>登録住宅性能評価機関 (第9号において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)</p> <p>(b)～(d) [略]</p> <p>(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この号、次号及び第9号において同じ。)</p> <p>a・b [略]</p> <p>イ 他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号</p>
--	--	--	--

において同じ。)に係る  
事項を計画に記載する場  
合

(8) 法第36条第1項の規定に  
基づく計画の変更の認定  
(以下この号及び次号にお  
いて「計画の変更の認定」  
という。)を受けようとする  
者

ア 計画に記載されている [略]  
建築物について変更する  
場合 (ウの場合を除  
く。)

(7) 当該変更する建築物 [略]  
が非住宅建築物、共同  
住宅等又は複合建築物  
である場合

a 当該建築物の非住  
宅部分について誘導  
標準入力法等基準を  
用いて評価を行う場  
合

(a) [略]

(b) 非住宅部分の計 276,000円  
画の変更に係る部 (非住宅誘  
分の床面積の合計 導基準適合  
が300平方メートル 証の提出が  
以上1,000平方 ある場合に  
メートル未満のも あっては、  
の 16,000円)

(c) 非住宅部分の計 [略]  
画の変更に係る部  
分の床面積の合計  
が1,000平方メー  
トル以上2,000平  
方メートル未満の  
もの

(d)~(g) [略]

b 当該建築物の非住  
宅部分について誘導  
モデル建物法基準を  
用いて評価を行う場

において同じ。)に係る  
事項を計画に記載する場  
合

(7) 法第31条第1項の規定に  
基づく計画の変更の認定  
(以下この号及び次号にお  
いて「計画の変更の認定」  
という。)を受けようとする  
者

ア 計画に記載されている [略]  
建築物について変更する  
場合 (ウの場合を除  
く。)

(7) 当該変更する建築物 [略]  
が非住宅建築物、共同  
住宅等又は複合建築物  
である場合

a 当該建築物の非住  
宅部分について誘導  
標準入力法等基準を  
用いて評価を行う場  
合

(a) [略]

[新設]

(b) 非住宅部分の計 [略]  
画の変更に係る部  
分の床面積の合計  
が300平方メート  
ル以上2,000平  
方メートル未満の  
もの

(c)~(f) [略]

b 当該建築物の非住  
宅部分について誘導  
モデル建物法基準を  
用いて評価を行う場



合	
(a) [略]	
(b) 非住宅部分の計 画の変更に係る部 分の床面積の合計 が300平方メー トル以上1,000平方 メートル未満のも の	108,000円 (非住宅誘 導基準適合 証の提出が ある場合に あつては、 16,000円)
(c) 非住宅部分の計 画の変更に係る部 分の床面積の合計 が1,000平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の もの	[略]
(d)~(g) [略]	
c [略]	
(i) [略]	
イ [略]	当該追加す る建築物一 棟ごとに、 第7号のア の(7)又は(4) に規定する 区分に応じ 当該区分に 定める額 を、当該追 加する全て の建築物に ついて合算 した額
ウ [略]	
(9) 法第35条第2項(法第36 条第2項において準用する 場合を含む。)の規定に基 づく建築基準法第6条第1 項に規定する建築基準関係 規定に適合するかどうかの 審査を受けようとする者	[略]
(10) 法第41条第1項の規定に	

合		
(a) [略]		
[新設]		
(b) 非住宅部分の計 画の変更に係る部 分の床面積の合計 が300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満の もの	[略]	
(c)~(i) [略]		
c [略]		
(i) [略]		
イ [略]	当該追加す る建築物一 棟ごとに、 (6)のア の(7)又は(4) に規定する 区分に応じ 当該区分に 定める額 を、当該追 加する全て の建築物に ついて合算 した額	
ウ [略]		
(8) 法第30条第2項(法第31 条第2項において準用する 場合を含む。)の規定に基 づく建築基準法第6条第1 項に規定する建築基準関係 規定に適合するかどうかの 審査を受けようとする者	[略]	
(9) 法第36条第1項の規定に		

基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この号において「認定」という。）を受けようとする者

ア 認定を受けようとする [略]

建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a [略]

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 276,000円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合には、16,000円)

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの [略]

d～g [略]

(イ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

a [略]

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 108,000円 (非住宅基準適合証等の提出がある場合には、16,000円)

c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000

基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この号において「認定」という。）を受けようとする者

ア 認定を受けようとする [略]

建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

a [略]

[新設]

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの [略]

c～f [略]

(イ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合

a [略]

[新設]

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000

	平方メートル未満の もの <u>d</u> ～ <u>g</u> [略] (カ)～(オ) [略] イ～エ [略]			平方メートル未満の もの <u>c</u> ～ <u>f</u> [略] (カ)～(オ) [略] イ～エ [略]	
65～67 [略]			65～67 [略]		

第48号議案

## 島根県営住宅条例の一部を改正する条例

### 1. 提案理由

県営住宅南廻山団地を松江市へ譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除する。

団地の名称	所在地
南廻山団地	松江市東出雲町揖屋

### 3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

#### 【参考】

#### 1 譲渡する団地の概要

- (1) 団地名 南廻山団地
- (2) 所在地 松江市東出雲町揖屋
- (3) 敷地面積 1,372.21 m<sup>2</sup> (土地は松江市所有)
- (4) 建物 木造2階建・2棟 住戸数8戸 延面積599.67 m<sup>2</sup>
- (5) 付帯施設 物置(木造鋼板葺・平家建)、PG庫・ゴミ置場(CB造鋼板葺・平家建)
- (6) 供用開始 平成23年4月

#### 2 経緯

- (1) 本県の公営住宅は「島根県営住宅長寿命化計画」に定めた次の基本方針に基づき整備を行っている。
  - ・公営住宅の整備にあたっては、地域の需要に対応して県全域での公営住宅立地が必要であり、市町村と連携し実施していく。
  - ・中山間地等における、定住対策等の地域に必要な住宅の整備は市町村が行うことを原則とする。
  - ・ただし、公営住宅が不足する地域においては県が整備して一定期間の後に市町村に譲渡するなどの市町村支援を行うことにより、中山間地における公営住宅供給を補完する。
- (2) 県営住宅南廻山団地については、平成21年2月に旧東出雲町から南廻山地区での県営住宅整備に係る要望があり、協議の上、建替え完了後10年経過時まで東出雲町が南廻山団地を買い取る条件での覚書を交わし、平成22年度に建設完了した。
- (3) 今年度、建替えから10年目となるため、当該団地を松江市へ譲渡する。

#### 3 スケジュール

- R3.4.1 県営住宅用途廃止、松江市営住宅として管理開始

## 島根県営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>島根県営住宅条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     昭和34年12月22日                      島根県条例第49号                 </div> <p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>第3条 県営住宅を別表のとおり設置する。</p> <p>第3条の2～第71条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">団地の名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幸町団地</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">松江市</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>羽入団地</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>〔削る〕</td> </tr> </tbody> </table>	団地の名称	所在地	幸町団地	松江市	〔略〕	羽入団地		〔削る〕	<p>第1条・第2条 〔略〕</p> <p>第3条 県営住宅を別表のとおり設置する。</p> <p>第3条の2～第71条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">団地の名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幸町団地</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">松江市</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>羽入団地</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>南廻山団地</td> </tr> </tbody> </table>	団地の名称	所在地	幸町団地	松江市	〔略〕	羽入団地		南廻山団地
団地の名称	所在地																
幸町団地	松江市																
〔略〕																	
羽入団地																	
〔削る〕																	
団地の名称	所在地																
幸町団地	松江市																
〔略〕																	
羽入団地																	
南廻山団地																	

## 第49号議案

### 島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

#### 1. 改正の理由

島根県建築基準法施行条例第6条において敷地と道路との関係に制限を付加している、同条例別表第2に掲げる特殊建築物等について、関係法令の改正により、現行の建築基準法に規定されている特殊建築物との不整合が生じているため、「島根県建築基準法施行条例」の一部を改正し整合を図りたい。

#### 2. 条例の概要

島根県建築基準法施行条例の一部改正

##### (1) 島根県建築基準法施行条例第6条について

建築基準法第43条第1項の規定により、都市計画区域内の建築物の敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならないが、同条第3項の各号に規定される建築物については条例により制限を付加することができるかとされている。各号は以下のとおり。

- 一 特殊建築物
  - 二 階数が3以上である建築物
  - 三 政令で定める窓その他開口部を有しない居室を有する建築物
  - 四 延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物
  - 五 その敷地が袋路状道路にのみ接する建築物で、延べ面積が150平方メートルを超えるもの
- この規定により、島根県では以下の区分に応じて制限を付加している。

##### (2) 改正概要

下表のとおり改正する。

現行		改正案		改正事項
号	区分	号	区分	
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店又は床面積の合計が1,500平方メートルを超えるマーケット若しくは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	1	省略	変更無し
2	病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物	3	法別表第1(イ)欄(二)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物（前2号に掲げる用途に供するものを除く。）	書き換え 号数入れ替え (2号⇒3号)

3	マーケット若しくは物品販売業を営む店舗（第1号に掲げるものを除く。）、バー、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	2	省略	号数入れ替え (3号⇒2号)
4	前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1000平方メートルを超える建築物	4	省略	変更無し

(3) 改正により規制対象として追加される用途

診療所、カフェー、スキー場、待合、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設

(4) パブリックコメント

実施期間：令和2年10月5日～11月4日

意見：無し

3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県建築基準法施行条例</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     昭和48年3月27日                      島根県条例第20号                 </div> <p>第1条～第16条 〔略〕</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1 〔略〕</p>	<p>第1条～第5条 〔略〕</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">(特殊建築物等の敷地と道路との関係)</p> <p>第6条 別表第2に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、幅員4メートル（法第42条第1項の規定により知事が指定する区域内においては、6メートル）以上の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が避難又は通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 別表第2に掲げる建築物の主要な出入口の面する側の敷地は、同表第1号に掲げる建築物（以下「劇場等」という。）にあってはその敷地の外周の長さの6分の1以上、同表第2号から第4号までに掲げる建築物にあっては3メートル以上前項の道路に接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で、特定行政庁が避難又は通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 法第86条第1項又は第2項（法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。第7条第3項、第8条第3号及び第9条第2項において同じ。）の規定により1の敷地内にあるものとみなされる建築物で別表第2に掲げる建築物を含むものに対する前2項の規定の適用については、当該建築物は1の敷地内にあるものとみなす。この場合において、前2項中「建築物の主要な出入口の面する側の敷地」とあるのは、「建築物の敷地」とする。</p> <p>第7条～第16条 〔略〕</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1 〔略〕</p>



別表第2（第6条関係）

- (1) 〔略〕
- (2) マーケット若しくは物品販売業を営む店舗（前号に掲げるものを除く。）、バー、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (3) 法別表第1（イ）欄（二）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物（前2号に掲げる用途に供するものを除く。）
- (4) 〔略〕

別表第3～別表第5 〔略〕

別表第2（第6条関係）

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店又は床面積の合計が1,500平方メートルを超えるマーケット若しくは物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物
- (2) 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物
- (3) マーケット若しくは物品販売業を営む店舗（第1号に掲げるものを除く。）、バー、料理店又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物又は延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物

別表第3～別表第5 〔略〕

## 宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について

### 1. 提案理由

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の流域市（松江市、出雲市、安来市）負担について、下水道法第 31 条の 2 第 2 項の規定により、流域市の意見を聞いたうえ、議会の議決を経て定める必要がある。

なお、流域市からは、同規定により意見を聞き同意を得ている。

### 2. 維持管理費負担金の概要

維持管理費負担金	二次処理費	汚水中の生物化学的酸素要求量(BOD)の低減、浮遊物質(SS)の除去処理に必要な経費（運転管理費、維持修繕費など）
	高度処理費	窒素やリンの除去処理に必要な経費（東部処理区のみ）
	資本費	過去の建設事業に要した経費（減価償却費などから、見合いの国庫補助金、建設負担金などを除いたもの）や企業債利息

※二次処理費、高度処理費については 3 年ごとに改定し、資本費については、流域市からの要望を受け、工事等の完了に影響を受けることから毎年度決定することとしている。

### 3. 資本費負担額案

(税抜き)

処理区（負担市）	R 2 年度負担額 (a)	R 3 年度負担額 (b)	増 減 (b - a)
東部処理区（松江市・安来市）	124,527 千円	11,782 千円	▲112,745 千円
西部処理区（松江市・出雲市）	97,044 千円	85,205 千円	▲11,839 千円

#### 【主な増減理由】

- ・東部処理区：過年度の元金償還金に係る繰入金を収益化(資本費算定から控除)したことなどによる
- ・西部処理区：R 2 年度事業実績等を反映したことなどによる

契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第53号 P4	一般県道 斐川上島線 (武部2工区) 総合交付金(改築) (仮称)武部トンネル工事	出雲市斐川町三絡～ 斐川町阿宮地内	トンネル名：(仮称)武部トンネル 工事延長：893.5m (うちトンネル延長879m) 幅員：8.5m (0.75+0.50+3.00×2+0.50+0.75) 内空断面積：47.4㎡ 掘削工法：NATM(発破掘削)	島根県議会の議決があった日の翌日から 起算して792日目にあたる日
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額	契約の相手方等			
一般競争入札  2,285,800,000 円	フクダ・中筋組・平井建設特別共同企業体 代表者 出雲市斐川町沖洲1080番地 株式会社フクダ 代表取締役 福田 弘道 構成員 出雲市姫原町262番地 株式会社中筋組 代表取締役 中筋 豊通 構成員 安来市安来町763番地3 平井建設株式会社 代表取締役 平井 徹 (R2.12.4仮契約)			

契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第54号 P5	島根県土砂災害予警報システム 整備事業 観測施設更新工事	島根県内一円	監視局設備更新 N=1局 事務所設備更新 N=10局 中継局設備更新 N=24局 観測局設備更新 N=108局	島根県議会の議決 があった日の翌日
				から
				R5.3.24まで
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額	契約の相手方等			
一般競争入札  645,700,000円	日本無線・和幸特別共同企業体 代表者 松江市白潟本町13番地4 日本無線株式会社山陰営業所 所長 川田 武史 構成員 松江市伊勢宮町564番地 和幸株式会社 代表取締役 山下 剛史 (R2.12.7仮契約)			

変更契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要 ( ) は変更前	工 期
第55号 P 6	波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事	江津市波積町本郷地内	堤 高 H= 48.2m 堤頂長 L=126.0m 掘削工 V=44,620m <sup>3</sup> (40,900m <sup>3</sup> ) 基礎処理工 L= 8,362m (8,528m) 堤 体 工 V=67,671m <sup>3</sup> (67,280m <sup>3</sup> ) 流木止設備工 N= 1式 (0式) 係船設備工 N= 1式 (0式)	R4. 3. 24
変 更 の 概 要			変 更 理 由	
契約・工期		契約の相手方等		
契約額の変更 4,146,583,320円 ↓ 4,385,115,200円 (238,531,880円増額)		安藤・間・今岡工業・原工務所 特別共同企業体  代表者 広島市中区大手町五丁目3番18号 株式会社安藤・間 広島支店 執行役員支店長 相田 尚人  構成員 出雲市塩冶神前2丁目8番16号 今岡工業株式会社 代表取締役 今岡 幹晴  構成員 江津市敬川町1306番地3 株式会社原工務所 代表取締役 原 諭  (R2. 12. 24仮契約)	主な理由  【インフレスライドによる増額】 労務及び資材単価等について、インフレスライドによる増額が認められるため計上したい。  【係船設備の追加】 係船設備※1について配置計画を検討した結果、堤体フーチング部に係船設備を併設することとなったため、本工事の堤体フーチングと一体的に施工したい。  【流木止設備の追加】 流木設備(網場)※2について配置計画を検討した結果、本工事の仮設ヤード内に配置することとなった。 本工事の仮設ヤード撤去と流木止設備設置はダム本体コンクリート打設後、同時施工となり、作業が輻輳することから、安全性・施工性の向上を図るため、本工事に流木止め設備を追加したい。  ※1 貯水池の巡視や漂流物等の監視を行う船舶の係留設備  ※2 ダム湖に流入してくる流木がダム本体に直接影響を及ぼさないように上流側で捕捉する設備	

変更契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第56号 P7	島根県水防情報システム整備事業 観測施設更新工事	島根県内一円	監視局設備更新 N= 2局 中継局設備更新 N= 2 2局 観測局設備更新 N= 9 1局 観測局新規設置 N= 1局 C C T Vカメラ更新 N= 1 7局 C C T Vカメラ新設 N= 1 6局	R3. 3. 25
契 約 の 概 要			備 考	
契 約 の 方 法 ・ 金 額		契 約 の 相 手 方 等		
・ 契約額の変更 1, 316, 520, 000円 ↓ 1, 378, 116, 380円 (61, 596, 380円増額)		日本無線・和幸特別共同企業体  代表者 松江市白潟本町13番地4 日本無線株式会社 山陰営業所 所長 川田 武史  構成員 松江市伊勢宮町564番地 和幸株式会社 代表取締役 山下 剛史  (R 2 . 1 2 . 2 4 仮契約)		
			<主な理由> 【水位観測局の通信方式変更】 携帯電話回線を利用してデータを送信している水位観測局のうち、気象状況等により、通信異常が発生する恐れが大きい箇所については、通信方法を有線（光回線）方式に変更した。  【水位観測局の新設】 新たに水位周知河川の指定を行う予定の箇所について、水位観測局を新設した。  【CCTVソフトウェアの改造】 CCTV（河川監視カメラ）は、遠隔操作によりカメラ撮影位置を変更する機能を有しているが、定時に自動で定点撮影位置へ戻るようソフトウェアの改造を行った。	

## 令和3年度土木部当初予算案の概要

### 1. 令和3年度国土交通省予算案

#### (1) 考え方、社会資本整備のあり方

令和3年度予算では、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」を3本柱として、令和2年度第3次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図る。

とりわけ、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害等に屈しない、強靱な国土づくりが欠かせない。このため、東日本大震災や大規模自然災害等からの復旧・復興等を着実に進めるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進め、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の推進、将来を見据えた戦略的なインフラ老朽化対策、サプライチェーン等を強化する交通ネットワーク整備等に取り組み、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を構築する。

加えて、コロナの影響で危機に瀕する地域公共交通の確保・維持や戦略的海上保安体制の構築等を図る。

社会資本の整備は、未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。既存施設の計画的な維持管理・更新を図るとともに、将来の成長の基盤となり、安全・安心で豊かな国民生活の実現に資する波及効果の大きなプロジェクト等を戦略的かつ計画的に展開していくことが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。また、公共事業を効率的かつ円滑に実施し、引き続き順調な執行を確保するため、新・担い手3法も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格での契約、地域企業の活用に配慮した適正な規模での発注等を推進する。同時に、非接触・リモート型の新技術の導入やi-Constructionの推進、建設キャリアアップシステムの普及、週休2日の実現、外国人技能労働者の受入・育成など、生産性向上や働き方改革等に取り組む。

加えて、災害等に備え、防災体制等の拡充・強化を図る。

## (2) 国土交通省の一般会計公共事業費

令和2年度第3次補正予算を含め 7兆1,929億円 対前年度比<sup>(※)</sup> 1.01

※対前年度比は令和2年度当初予算及び元年度補正予算の合計額との比較

## 2. 令和3年度土木部当初予算案

### (1) 考え方

島根創生計画に掲げた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、将来を見据えた成果目標を定め、その達成に向け限られた財源の中で取り組むべき事業を精査した上で補助（交付金）事業を最大限活用し、計画的な事業実施に努める。

また、令和3年度は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年にあたり（予算は令和2年度2月補正予算で措置）、着実に対策を進める。

### (2) 予算額

土木部全体（公共事業・非公共事業） 778億円 対前年度比 0.84

令和2年度2月補正（初日分）含めた場合 899億円 対前年度比<sup>(※)</sup> 0.91

※対前年度比は令和2年度当初予算及び元年度補正予算の合計額との比較

（注）流域下水道事業会計を含まない

## 3. 公共事業

### (1) 予算額

公共事業費 634億円 対前年度比 0.83

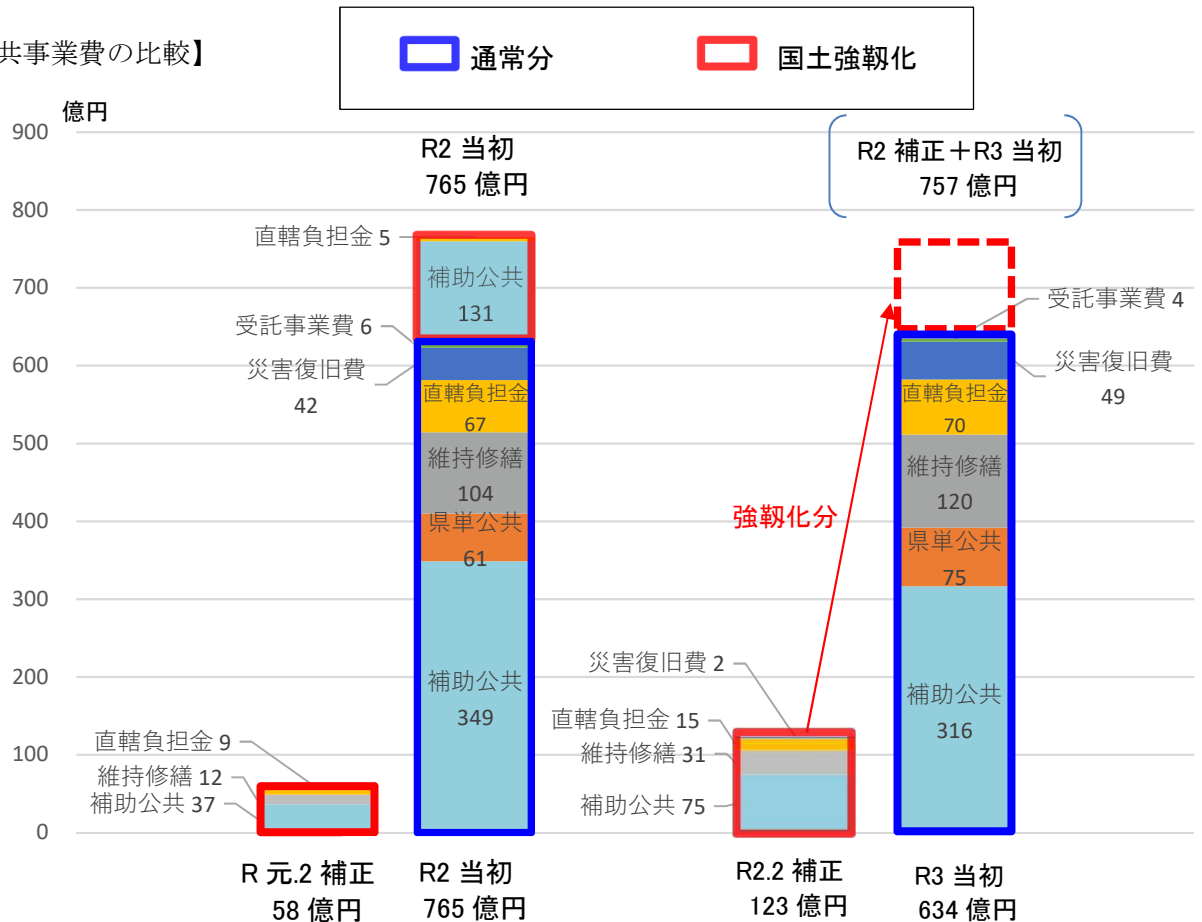
令和2年度2月補正（初日分）含めた場合 757億円 対前年度比<sup>(※)</sup> 0.92

※対前年度比は令和2年度当初予算及び元年度補正予算の合計額との比較

（注）流域下水道事業会計のうち、資本的支出の建設改良費等24億円（補正を含めると28億円）を含む



【公共事業費の比較】



(2) 「人口減少に打ち勝つための総合戦略」を進めるための主な事業

①高速道路網の整備の推進 68 億円 (3 億円増)

高速道路や高速道路へつながるアクセス道路の整備を促進し、産業活動や観光、地域間交流を支える高速道路網の形成を推進

②空港・港湾の維持・整備の推進 14 億円 (8 億円増)

物流や人の交流を支える空港・港湾の機能維持や機能向上のための整備を推進

- ・ 出雲縁結び空港の保安施設の強化、灯火施設更新
- ・ 萩・石見空港の滑走路舗装改良、灯火施設更新
- ・ 隠岐世界ジオパーク空港のターミナルビル拡張、乗降施設整備
- ・ 浜田港の上屋（荷捌き倉庫）整備、臨港道路整備

(3) 災害に強い県土づくりの推進 270 億円 (1 億円減)

治水対策、土砂災害対策、道路防災対策、橋梁耐震化等により安全・安心な県土整備を推進し、自然災害による県民生活、財産等への被害を未然に防止

(4) 公共土木施設の長寿命化の推進等 92 億円 (49 億円増) 【一部再掲】

公共土木施設の定期的な点検とその結果に基づく修繕等を計画的に実施することにより、安全性と信頼性を確保するとともに、修繕や更新等に係るコストを縮減

- (5) 「直轄関連事業」「ダム事業」「災害関連事業」等所要額事業の推進
- (6) 緊急性や事業効果の早期発現、各圏域への影響等を考慮した箇所付け

#### 4. 非公共事業（主なもの）

- ①建設産業経営基盤強化支援事業 21 百万円（5 百万円減）  
中山間地域・離島の建設産業の経営基盤強化のため、事業者の農業、介護・福祉分野等での経営の多角化を支援
- ②しまねの建設担い手確保・育成事業 56 百万円（3 百万円増）  
建設産業の担い手を確保・育成するため建設産業団体等が行う就職促進、生産性向上による建設業の魅力向上等の取組みを支援。建設工事における I C T活用を進めるための機器導入支援の対象業種を拡大。
- ③しまね定住推進住宅整備支援事業 143 百万円（21 百万円減）  
中山間地域・離島で定住者を受け入れるための住宅の新築や空き家の改修・保全を行う市町村に対し経費の一部を助成。住まいの多様化に対応するため、空き家改修によるシェアハウス整備を支援対象に追加し、また、中山間地域・離島以外の市部においても空き家改修を支援対象に追加。
- ④しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 167 百万円（6 百万円増）  
一戸建て住宅における高齢者等の住宅内での事故を未然に防止するためのバリアフリーリフォーム及び子育て環境の改善に繋がるリフォームを支援。高齢者の事故防止と子育て支援を一層支援するため、助成対象に分譲マンションを追加。

**令和3年度当初予算案  
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	R2年度ベース				R3年度ベース			増減			
		R元補正 +R2当初 (A=B+C)	R1年度 補正 【強靱化】 (B)	R2年度 当初 (C)	【うち国土 強靱化】 (D)	R2補正 +R3当初 (E=F+G)	R2年度 補正(初日) 【強靱化】 (F)	R3年度 当初 【通常】 (G)	計 E-A	通常 G-(C-D)	国土強靱化 F-(B+D)	
公共 (改良系)	補助公共	道路	27,823	1,193	26,630	11,002	19,723	4,015	15,708	▲ 8,100	80	▲ 8,180
		河川・ダム	9,814	962	8,852	926	5,396	1,331	4,065	▲ 4,418	▲ 3,861	▲ 557
		砂防	3,994	514	3,480	1,141	3,881	728	3,153	▲ 113	814	▲ 927
		港湾・空港	2,791	797	1,994	0	3,509	721	2,788	718	794	▲ 76
		街路・公園	3,296	191	3,105	0	2,838	337	2,501	▲ 458	▲ 604	146
		下水道	1,999	0	1,999	21	1,577	345	1,232	▲ 422	▲ 746	324
		住宅	931	0	931	0	760	0	760	▲ 171	▲ 171	0
		文化財調査	19	0	19	0	12	0	12	▲ 7	▲ 7	0
		災害関連	933	0	933	0	1,410	0	1,410	477	477	0
		補助公共計	51,600	3,657	47,943	13,090	39,106	7,477	31,629	▲ 12,494	▲ 3,224	▲ 9,270
県単公共	県単公共	道路	597	0	597	0	607	0	607	10	10	0
		河川・ダム	1,454	0	1,454	0	1,651	0	1,651	197	197	0
		砂防	367	0	367	0	348	0	348	▲ 19	▲ 19	0
		港湾・空港	1,225	0	1,225	0	1,184	0	1,184	▲ 41	▲ 41	0
		街路・公園	103	0	103	0	192	0	192	89	89	0
		下水道	77	0	77	0	1,205	0	1,205	1,128	1,128	0
		住宅	469	0	469	0	411	0	411	▲ 58	▲ 58	0
		地域整備促進等	420	0	420	0	430	0	430	10	10	0
		災害関連	1,406	0	1,406	0	1,499	0	1,499	93	93	0
		県単公共計	6,118	0	6,118	0	7,527	0	7,527	1,409	1,409	0
公共計	57,718	3,657	54,061	13,090	46,633	7,477	39,156	▲ 11,085	▲ 1,815	▲ 9,270		
維持修繕費	補助維持修繕	道路	4,354	1,216	3,138	0	6,525	3,105	3,420	2,171	282	1,889
		補助維持修繕計	4,354	1,216	3,138	0	6,525	3,105	3,420	2,171	282	1,889
	県単維持修繕	道路	4,762	0	4,762	0	5,290	0	5,290	528	528	0
		河川・ダム	1,206	0	1,206	0	1,711	0	1,711	505	505	0
		砂防	330	0	330	0	455	0	455	125	125	0
		港湾・空港	80	0	80	0	98	0	98	18	18	0
		地域整備促進	923	0	923	0	1,018	0	1,018	95	95	0
		県単維持修繕計	7,301	0	7,301	0	8,572	0	8,572	1,271	1,271	0
		維持修繕費計	11,655	1,216	10,439	0	15,097	3,105	11,992	3,442	1,553	1,889
		公共+維持修繕費	69,373	4,873	64,500	13,090	61,730	10,582	51,148	▲ 7,643	▲ 262	▲ 7,381
直轄負担金	8,181	934	7,247	537	8,548	1,500	7,048	367	338	29		
災害復旧費	4,179	0	4,179	0	5,091	239	4,852	912	673	239		
受託事業費	564	0	564	0	374	0	374	▲ 190	▲ 190	0		
総合計	82,297	5,807	76,490	13,627	75,743	12,321	63,422	▲ 6,554	559	▲ 7,113		

注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助事業に計上。  
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。  
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。  
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(R元までは流域下水道特別会計)を含む。  
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

# 令和3年度当初予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

## 1. 一般会計

(単位：千円)

課名	R2年度 当初予算 (A)	R3年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
土木総務課	2,538,760	2,630,440	91,680	104%
技術管理課	460,672	436,889	▲ 23,783	95%
用地対策課	3,994,391	3,990,715	▲ 3,676	100%
道路維持課	16,140,091	13,260,703	▲ 2,879,388	82%
道路建設課	21,094,570	14,162,159	▲ 6,932,411	67%
高速道路推進課	6,103,503	5,868,408	▲ 235,095	96%
河川課	15,733,705	11,377,763	▲ 4,355,942	72%
斐伊川神戸川対策課	639,411	606,453	▲ 32,958	95%
港湾空港課	6,105,488	6,559,772	454,284	107%
砂防課	9,243,146	9,661,118	417,972	105%
都市計画課	3,807,006	3,352,299	▲ 454,707	88%
下水道推進課	748,843	716,520	▲ 32,323	96%
建築住宅課	1,241,311	1,095,012	▲ 146,299	88%
一般会計合計	87,850,897	73,718,251	▲ 14,132,646	84%

### 財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
22,275,490	1,070,799	661,204	26,685,100	4,041,141	18,984,517	73,718,251

## 2. 特別会計

(単位：千円)

課名	R2年度 当初予算 (A)	R3年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	817,560	854,474	36,914	105%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,776,229	3,269,092	▲ 507,137	87%
特別会計合計	4,593,789	4,123,566	▲ 470,223	90%

### 財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
572,963	1,384,184	-	1,028,568	672,416	465,435	4,123,566

# 令和3年度当初予算案 債務負担行為（土木部）

（流域下水道事業会計を除く）

債務負担行為の設定 16,184,078千円（一般会計 14,649,400千円、特別会計 1,534,678千円）

## 〔一般会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
建設資材価格実態調査業務委託費	4	3,390	公共工事の適正な建設資材単価を定めるための単価の動向調査業務委託	—
特別資材調査業務委託費	3~4	95,000	建設工事に使用する特別資材の価格調査業務委託	—
島根県土木部単独用地先行取得費	4~7	750,980	島根県土地開発公社に委託し先行取得した用地を、後年度に買い戻すための経費	—
道路橋梁維持修繕費	3~4	1,480,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路維持修繕 900,000千円 外5件	県内全域
道路橋梁維持修繕費	4	192,000	(国)431号外248線 道路パトロール外部委託	県内全域
道路橋梁維持修繕費	3~5	256,000	(国)431号外248線 道路パトロール外部委託	県内全域
道路環境整備費	3~4	573,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 除草 423,000千円 外1件	県内全域
道路橋梁照明維持費	3~4	140,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路橋梁照明維持	県内全域
道路維持管理業務委託費	3~4	180,000	(主)松江鹿島美保関線外248線 道路維持管理外部委託	県内全域
道路メンテナンス事業費	4	540,000	(主)松江島根線(くにびき大橋) 橋梁耐震補強工 310,000千円 外2件	松江市
社会資本整備総合交付金事業費	3~4	1,321,000	(国)186号外(県内一円) 除雪機械 250,000千円 外4件	浜田市ほか
社会資本整備総合交付金事業費	4	5,126,000	(一)十六島直江停車場線(西代橋) 橋梁耐震補強工 200,000千円 (主)桜江金城線(市山工区) 擁壁工 100,000千円 中川 護岸工 105,000千円 益田港 高津地区 防波堤 基礎工 100,000千円 下山川2 コンクリート堰堤本体工 50,000千円 元町人麿線 橋梁上部工事 220,000千円 外60件	出雲市 江津市 松江市 益田市 津和野町 益田市
社会資本整備総合交付金事業費	3~5	1,600,000	(国)186号(小国1工区) トンネル工	浜田市
受託事業費	4	58,750	五右衛門川(高瀬川) 橋梁掛替 10,500千円 元町人麿線 橋梁上部工事 1,000千円 外1件	出雲市 益田市
公共事業調査設計費	3~4	15,000	再評価委員会資料作成	県内全域
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業費	3~4	41,600	新内藤川 現場技術業務委託	出雲市

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
安全な暮らしを守る県単 河川緊急整備事業費	4	64,480	尻無川 護岸工	美郷町
宍道湖北西域河川整備 関連事業費	4	156,000	湯谷川 橋梁下部工	出雲市
県単河川災害関連事業 費	4	200,000	八戸川 堤防築堤工事(護岸工、樋門工)	江津市
河川管理事業費	3~4	42,500	水門・樋門専門点検	県内全域
ダム管理事業費	3~4	159,700	第二浜田ダムほか テレメータ・放流警報ほか設備保守 点検	浜田市ほか
河川総合開発事業費	3~4	196,000	矢原川ダム 流量観測ほか 95,000千円	浜田市
			外3件	
河川総合開発事業費	4	5,000	波積ダム 試験湛水データ解析	江津市
河川総合開発事業費	3~5	380,000	三瓶ダム ダム管理用発電設備更新工事	大田市
大規模特定河川事業費	3~4	105,000	塩冶赤川ほか 現場技術業務委託	出雲市
大規模特定河川事業費	4	283,500	湯谷川 橋梁下部工 157,500千円	出雲市
			外1件	
県単海岸維持修繕費	3~4	7,500	琴ヶ浜海岸ほか	大田市
水防活動費	3~4	22,000	水防情報システム保守点検	県内全域
県単空港事業費	4	150,000	石見空港 化学消防車 150,000千円	益田市
港湾改修事業費	4	240,000	河下港 垂水地区 防波堤	出雲市
港整備交付金事業費	4	100,000	来居港 知夫里大橋 耐震補強工事	知夫村
特定土砂災害対策推進 事業費	4	165,000	鳴谷川 護岸工、床固工 100,000千円	津和野町
			外2件	

〔臨港地域整備特別会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
港湾建設費	4	730,000	浜田港 福井地区 上屋整備	浜田市

〔県営住宅特別会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
社会資本整備総合交付 金事業費	4~5	804,678	県営住宅(浜田市浜田中央団地)建設(第2期)工事	浜田市

# 令和3年度当初予算案 流域下水道事業会計

## 1. 予算案

### (1) 業務の予定量

年間総処理水量 30,045,705 m<sup>3</sup> (1日平均処理水量 82,317 m<sup>3</sup>)

### (2) 予算額

#### ① 収益的収入及び支出

[収 益] 4,658 百万円 [費 用] 4,640 百万円

#### ② 資本的収入及び支出

[収 入] 2,689 百万円 [支 出] 3,026 百万円

## 2. 主な事業

### (1) 運転管理費 1,914 百万円

- ・ 終末処理場等維持管理業務 (包括民間委託) 1,180 百万円
- ・ 機器・管渠等の点検、修繕 343 百万円
- ・ 発生汚泥等の処理 262 百万円 ほか

### (2) 建設改良費 2,439 百万円

- ・ 東部浄化センター特高受変電設備更新工事
- ・ 西部浄化センター非常用発電機更新工事
- ・ 西部浄化センター汚泥処理棟受変電設備更新工事 ほか

## 3. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科 目 等		R 2 当初 (a)	R 3 当初 (b)	増 減 (b-a)	概 要 等	
収益的 収 支	流域下水道 事業収益	営業収益	2,058,209	1,938,863	▲ 119,346	維持管理費負担金
		営業外収益	2,998,503	2,603,490	▲ 395,013	長期前受金戻入益 2,274百万円 一般会計からの補助金 223百万円 消化ガス売却、土地貸付料 ほか
		特別利益		116,072	116,072	過年度繰入金の収益化
		収益計(a)	5,056,712	4,658,425	▲ 398,287	
	流域下水道 事業費用	営業費用	4,901,821	4,528,019	▲ 373,802	減価償却費 2,418百万円 終末処理場等維持管理業務、機器等 の点検、修繕、汚泥等の処理 ほか
		営業外費用	122,384	110,252	▲ 12,132	企業債償還利息、消費税 ほか
		特別損失	29,000	0	▲ 29,000	
		予備費	2,000	2,000	0	
		費用計(b)	5,055,205	4,640,271	▲ 414,934	
	収 支(a-b) (当期損益)		1,507 (6,503)	18,154 (4,966)	16,647 (▲ 1,537)	( ) は税抜き

(単位：千円、税込み)

科目等		R 2 当初 (a)	R 3 当初 (b)	増 減 (b-a)	概 要 等	
資本的収支	資本的収入	企業債	761,528	834,130	72,602	
		国庫補助金	1,140,500	724,562	▲ 415,938	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金
		他会計補助金	288,453	325,596	37,143	一般会計からの補助金
		建設費負担金	402,755	803,121	400,366	
		固定資産売却代金	2,000	2,000	0	
		収入計(c)	2,595,236	2,689,409	94,173	
	資本的支出	建設改良費	2,073,728	2,438,855	365,127	交付金事業 1,224百万円 県単事業 1,205百万円 ほか
		企業債償還金	770,779	519,986	▲ 250,793	
		長期借入金償還金	70,347	0	▲ 70,347	
		預り金返還金	25,000	62,500	37,500	過年度維持管理費負担金の精算
		予備費	5,000	5,000	0	
		支出計(d)	2,944,854	3,026,341	81,487	
	補 填(e)		349,618	336,932	▲ 12,686	損益勘定留保資金 ほか
	収 支(c-d+e)		0	0	0	

#### 4. 債務負担行為

債務負担行為の設定額 1,375 百万円

(内 訳)

事 項	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R3～R4	205,000	東部、西部
東部浄化センター脱水機更新工事	R4	300,000	
東部浄化センター汚泥掻寄機更新工事	R4	60,000	
東部浄化センター返流水槽攪拌機更新工事	R4	20,000	
西部浄化センター汚泥貯留ホップ更新工事	R4	200,000	
西部浄化センター非常用発電機更新工事	R4	560,000	
西部浄化センター洗淨水ポンプ更新工事	R4	30,000	



## 令和2年度土木部2月補正予算案の概要（初日提案分）

### 1. 補正の考え方

- (1) 国の補正予算に呼応し、国土強靱化のための防災・減災対策を実施するため必要な補正
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正

### 2. 補正額（一般会計＋特別会計） 12,036百万円増

（流域下水道事業会計を除く）

### 3. 主な補正内容

#### ①公共事業の補正額 12,321百万円増（流域下水道事業会計を含む）

##### 【補正項目】

- ア. 補助公共事業費 7,477百万円増  
道路の法面对策、橋梁耐震補強、河川の改修、河川内の樹木伐採、河道掘削、防波堤の整備、砂防ダムの整備、急傾斜・地すべり対策、県立公園の改修、下水処理設備の更新など
- イ. 維持修繕費 3,105百万円増  
道路の法面修繕など
- ウ. 直轄事業負担金 1,500百万円増  
道路（山陰道等）、河川（斐伊川、江の川、高津川）、港湾（浜田港）の国直轄事業に対する負担金
- エ. 災害復旧事業費 239百万円増  
令和2年7月に被災した江の川の国直轄災害復旧事業に対する負担金

#### ②非公共の補正額 59百万円増

##### 【主な補正項目】

- ア. 地籍調査事業 54百万円増  
地籍調査事業を実施する市町村に対する補助金
- イ. 港湾管理費（臨港地域整備特別会計） 2百万円増  
新型コロナウイルス感染症対策として旅客上屋の消毒を実施

**令和2年度2月補正予算案**  
**土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額		補正額		補正後		
		【11月補正後】 (A)	うち国土 強靱化	【初日(国補正)】 (B)	うち国土 強靱化	【初日後】 (C)	うち国土 強靱化	
公共 (改良系)	補助公共	道 路	28,203	13,045	4,015	4,015	32,218	17,060
		河川・ダム	8,988	1,292	1,331	1,331	10,319	2,623
		砂 防	3,641	1,433	728	728	4,369	2,161
		港湾・空港	1,575		721	721	2,296	721
		街路・公園	3,071		337	337	3,408	337
		下 水 道	1,187		345	345	1,532	345
		住 宅	806		0		806	
		文化財調査	19		0		19	
		災 害 関 連	1,948		0		1,948	
		補助公共計	49,438	15,770	7,477	7,477	56,915	23,247
	県単公共	道 路	597		0		597	
		河川・ダム	1,607		0		1,607	
		砂 防	367		0		367	
		港湾・空港	1,480		0		1,480	
		街路・公園	105		0		105	
		下 水 道	401		0		401	
		住 宅	467		0		467	
		地域整備促進等	420		0		420	
		災 害 関 連	1,610		0		1,610	
県単公共計	7,054	0	0	0	7,054	0		
公共計	56,492	15,770	7,477	7,477	63,969	23,247		
維持修繕費	補助 維持 修繕	道 路	2,993		3,105	3,105	6,098	3,105
		補助維持修繕計	2,993	0	3,105	3,105	6,098	3,105
	県単 維持 修繕	道 路	5,124		0		5,124	
		河川・ダム	1,922		0		1,922	
		砂 防	396		0		396	
		港湾・空港	80		0		80	
		地域整備促進	923		0		923	
		県単維持修繕計	8,445	0	0	0	8,445	0
	維持修繕費計	11,438	0	3,105	3,105	14,543	3,105	
	公共+維持修繕費	67,930	15,770	10,582	10,582	78,512	26,352	
直 轄 負 担 金	7,707	884	1,500	1,500	9,207	2,384		
災 害 復 旧 費	4,494		239	239	4,733	239		
受 託 事 業 費	575		0		575	0		
総 合 計	80,706	16,654	12,321	12,321	93,027	28,975		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助事業に計上。  
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。  
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分、下水道には流域下水道事業会計計上分を含む。  
 4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

# 令和2年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

## 1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額 【初日(国補正)】 (B)	補正後 【初日後】 (C)
土木総務課	2,687,824	-	2,687,824
技術管理課	476,002	-	476,002
用地対策課	3,990,810	54,851	4,045,661
道路維持課	16,680,469	4,509,009	21,189,478
道路建設課	22,275,114	2,612,280	24,887,394
高速道路推進課	6,348,244	149,584	6,497,828
河川課	18,023,217	2,243,777	20,266,994
斐伊川神戸川対策課	653,154	-	653,154
港湾空港課	6,031,764	1,160,176	7,191,940
砂防課	9,865,786	966,988	10,832,774
都市計画課	3,782,369	337,397	4,119,766
下水道推進課	757,098	-	757,098
建築住宅課	1,249,604	-	1,249,604
一般会計合計	92,821,455	12,034,062	104,855,517

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
5,830,618	-53,000	100,787	6,061,300	-	94,357	12,034,062

## 2. 特別会計

課名	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額 【初日(国補正)】 (B)	補正後 【初日後】 (C)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	816,849	2,076	818,925
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,652,451	-	3,652,451
特別会計合計	4,469,300	2,076	4,471,376

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
-	-	-	-	-	2,076	2,076

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額			計	繰越率	繰越額の理由別内訳													
		11月補正後	2月補正 (初日/国補正)				補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更									
補助公共	道路	32,218,592	250	16,402,900	120	4,015,628	370	20,418,528	63.4%	120	4,015,628	52	4,486,700	5	778,000	1	34,700	192	11,103,500	
	河川・ダム	10,319,179	27	5,423,460	40	1,330,903	67	6,754,363	65.5%	40	1,330,903	4	401,400			3	170,300	20	4,851,760	
	砂防	4,369,273	90	2,330,900	99	728,175	189	3,059,075	70.0%	99	728,175	24	490,300			2	53,000	64	1,787,600	
	港湾・空港	2,248,225	21	719,400	11	720,600	32	1,440,000	64.1%	11	720,600			2	32,700			19	686,700	
	街路・公園	3,408,006	8	1,701,900	4	337,050	12	2,038,950	59.8%	4	337,050	2	400,300					6	1,301,600	
	下水道	8,510																		
	住宅	48,000																		
	文化財調査	18,553																		
	災害関連	1,948,452	4	1,430,502		4	1,430,502	4	1,430,502	73.4%	2	1,098,992				1	15,410	1	316,100	
	補助公共計	54,586,790	400	28,009,062	274	7,132,356	674	35,141,418	64.4%	276	8,231,348	82	5,778,700	7	810,700	7	273,410	302	20,047,260	
県単公共	道路	596,640	9	177,375		9	177,375	29.7%										9	177,375	
	河川・ダム	1,606,700	19	1,249,215		19	1,249,215	77.8%			1	236,100			4	78,200	14	934,915		
	砂防	366,760	12	155,730		12	155,730	42.5%			2	23,000	1	35,000			9	97,730		
	港湾・空港	1,469,570	11	323,460		11	323,460	22.0%									11	323,460		
	街路・公園	104,880	3	25,300		3	25,300	24.1%									3	25,300		
	住宅	97,380																		
	地域整備促進等	420,388	3	8,000		3	8,000	1.9%					2	5,000			1	3,000		
	災害関連	1,610,000	23	936,512		23	936,512	58.2%							1	312,000	22	624,512		
県単公共計	6,272,318	80	2,875,592		80	2,875,592	45.8%			3	259,100	3	40,000	5	390,200	69	2,186,292			
直轄事業負担金	9,207,092																			
維持修繕	道路	11,222,396	101	1,323,100	170	3,105,661	271	4,428,761	39.5%	170	3,105,661	1	6,100	12	131,700			88	1,185,300	
	河川	1,922,105	31	1,152,081		31	1,152,081	59.9%					2	13,270	2	30,000	27	1,108,811		
	港湾・空港	80,101																		
	砂防	396,000	29	185,480		29	185,480	46.8%									29	185,480		
	地域整備促進等	923,427	3	110,400		3	110,400	12.0%									3	110,400		
維持修繕計	14,544,029	164	2,771,061	170	3,105,661	334	5,876,722	40.4%	170	3,105,661	1	6,100	14	144,970	2	30,000	147	2,589,991		
災害復旧	4,732,381	131	1,101,758		131	1,101,758	23.3%										131	1,101,758		
受託	道路	83,075	1	15,600		1	15,600	18.8%			1	15,600								
	河川	445,921	9	218,844		9	218,844	49.1%			2	27,370			1	9,500	6	181,974		
	街路	46,604	1	13,400		1	13,400	28.8%			1	13,400								
	受託事業計	575,600	11	247,844		11	247,844	43.1%			4	56,370			1	9,500	6	181,974		
その他	14,937,307	7	221,151	11	85,130	18	306,281	2.1%	4	54,851			2	152,000			12	99,430		
合計	104,855,517	793	35,226,468	455	10,323,147	1,248	45,549,615	43.4%	450	11,391,860	90	6,100,270	26	1,147,670	15	703,110	667	26,206,705		

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額			計	繰越率	繰越額の理由別内訳											
		11月補正後	2月補正 (初日/国補正)				補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更							
臨港地域整備特別会計	818,925	2	47,388		2	47,388	5.8%										2	47,388
県営住宅特別会計	3,652,451																	

# 令和2年度2月補正予算案(初日提案分) 流域下水道事業会計

## 1. 補正額

資本的収入及び支出

〔収入〕 344百万円増      〔支出〕 345百万円増

## 2. 主な事業

- ・ 東部浄化センター特高受変電設備更新工事
- ・ 西部浄化センター汚泥処理棟受変電設備更新工事      ほか

## 3. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 【R2.9補後】 (a)	補正額 (b)	補正後 【R2.2補(初日)後】 (a+b)	概要等
収益 収的 支	流域下水道事業収益	5,023,572	0	5,023,572	
	流域下水道事業費用	5,032,711	0	5,032,711	
	収 支(a-b) (当期損益)	▲ 9,139 ( ▲ 7,177 )	0	▲ 9,139 ( ▲ 7,177 )	( )は税抜き

科目等		補正前の額 【R2.9補後】 (a)	補正額 (b)	補正後 【R2.2補(初日)後】 (a+b)	概要等	
資本的 収支	資本的収入	企業債	694,328	6,700	701,028	
		国庫補助金	684,062	330,000	1,014,062	防災・安全交付金
		他会計補助金	288,213	0	288,213	
		建設費負担金	401,505	7,500	409,005	
		固定資産売却代金	2,000	0	2,000	
		収入計(c)	2,070,108	344,200	2,414,308	
	資本的支出	建設改良費	1,584,840	345,000	1,929,840	交付金事業
		企業債償還金	770,779	0	770,779	
		長期借入金償還金	70,347	0	70,347	
		預り金返還金	25,000	0	25,000	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	2,455,966	345,000	2,800,966	
	補 填(e)		385,858	800	386,658	損益勘定留保資金 ほか
	収 支(c-d+e)		0	0	0	

## 令和2年度土木部2月補正予算案の概要（中日提案分）

## 1. 補正の考え方

令和2年度予算について事業を実施した結果、事業実績見込み等に伴う補正を行う。

## 2. 補正額（一般会計＋特別会計） 5,794百万円減

（流域下水道事業会計を除く）

## 3. 補正内容

## （1）公共事業の補正額 2,351百万円減（流域下水道事業会計を含む）

## 【補正項目】

①補助公共事業	205百万円減
②県単公共事業	586百万円減
③維持修繕費（除雪費等）	833百万円増
④直轄事業負担金	176百万円減
⑤災害復旧費	2,141百万円減
⑥受託事業費	76百万円減

## （2）その他の補正額 3,485百万円減（流域下水道事業会計を除く）

## 【主な補正項目】

## （一般会計）

○県単用地先行取得事務費	2,600百万円減
○地籍調査事業費	303百万円減
○臨港地域整備特別会計貸付金	45百万円減
○しまね定住推進住宅整備支援事業費	77百万円減
○県営住宅特別会計繰出金	65百万円減

## （県営住宅特別会計）

○県営住宅施設改善事業費	293百万円減
--------------	---------

**令和2年度2月補正予算案  
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額		補正後 E(A+D)		
			初日(国補正) (B)	中日(通常) (C)			
公共(改良系)	補助公共	道 路	28,203	4,015	38	4,053	32,256
		河川・ダム	8,988	1,331	0	1,331	10,319
		砂 防	3,641	728	0	728	4,369
		港湾・空港	1,575	721	▲ 6	715	2,290
		街路・公園	3,071	337	▲ 11	326	3,397
		下 水 道	1,187	345	▲ 14	331	1,518
		住 宅	806		▲ 76	▲ 76	730
		文化財調査	19		▲ 8	▲ 8	11
		災害関連	1,948		▲ 128	▲ 128	1,820
		補助公共計	49,438	7,477	▲ 205	7,272	56,710
	うち国土強靱化	15,770	7,477	▲ 6	7,471	23,241	
	県単公共	道 路	597		20	20	617
		河川・ダム	1,607		0	0	1,607
		砂 防	367		6	6	373
		港湾・空港	1,480		2	2	1,482
		街路・公園	105		▲ 2	▲ 2	103
		下 水 道	401		▲ 30	▲ 30	371
		住 宅	467		▲ 364	▲ 364	103
		地域整備促進等	420		43	43	463
	災害関連	1,610		▲ 261	▲ 261	1,349	
県単公共計	7,054	0	▲ 586	▲ 586	6,468		
公共計	56,492	7,477	▲ 791	6,686	63,178		
維持修繕費	持補 修助 繕維	道 路	2,993	3,105	55	3,160	6,153
		補助維持修繕計	2,993	3,105	55	3,160	6,153
		うち国土強靱化	0	3,105	0	3,105	3,105
	県単 維持 修繕	道 路	5,124		820	820	5,944
		河川・ダム	1,922		37	37	1,959
		砂 防	396		▲ 1	▲ 1	395
		港湾・空港	80				80
		地域整備促進	923		▲ 78	▲ 78	845
	県単維持修繕計	8,445	0	778	778	9,223	
	維持修繕費計	11,438	3,105	833	3,938	15,376	
	公共+維持修繕費	67,930	10,582	42	10,624	78,554	
	直轄負担金	7,707	1,500	▲ 176	1,324	9,031	
うち国土強靱化	884	1,500	▲ 66	1,434	2,318		
災害復旧費	4,494	239	▲ 2,141	▲ 1,902	2,592		
うち国土強靱化	0	239	0	239	239		
受託事業費	575	0	▲ 76	▲ 76	499		
総 合 計	80,706	12,321	▲ 2,351	9,970	90,676		
うち国土強靱化	16,654	12,321	▲ 72	12,249	28,903		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助事業に計上。  
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。  
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分、下水道には流域下水道事業会計計上分を含む。  
 4) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

# 令和2年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

## 1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額		補正後 【2月補正後】 (E)	
		初日(国補正) (B)	中日(通常) (C)		D (B+C)
土木総務課	2,687,824	-	▲ 63,140	▲ 63,140	2,624,684
技術管理課	476,002	-	▲ 14,628	▲ 14,628	461,374
用地対策課	3,990,810	54,851	▲ 2,846,896	▲ 2,792,045	1,198,765
道路維持課	16,680,469	4,509,009	927,643	5,436,652	22,117,121
道路建設課	22,275,114	2,612,280	49,432	2,661,712	24,936,826
高速道路推進課	6,348,244	149,584	▲ 34,977	114,607	6,462,851
河川課	18,023,217	2,243,777	▲ 236,019	2,007,758	20,030,975
斐伊川神戸川対策課	653,154	-	▲ 77,756	▲ 77,756	575,398
港湾空港課	6,031,764	1,160,176	▲ 695,243	464,933	6,496,697
砂防課	9,865,786	966,988	▲ 1,842,993	▲ 876,005	8,989,781
都市計画課	3,782,369	337,397	▲ 21,155	316,242	4,098,611
下水道推進課	757,098	-	▲ 8,876	▲ 8,876	748,222
建築住宅課	1,249,604	-	▲ 237,511	▲ 237,511	1,012,093
一般会計合計	92,821,455	12,034,062	▲ 5,102,119	6,931,943	99,753,398

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
▲ 1,823,639	▲ 149,558	▲ 66,649	1,314,800	▲ 2,703,438	▲ 1,673,635	▲ 5,102,119

## 2. 特別会計

課名	補正前の額 【11月補正後】 (A)	補正額		補正後 【2月補正後】 (E)	
		初日(国補正) (B)	中日(通常) (C)		D (B+C)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	816,849	2,076	▲ 13,142	▲ 11,066	805,783
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,652,451	-	▲ 678,399	▲ 678,399	2,974,052
特別会計合計	4,469,300	2,076	▲ 691,541	▲ 689,465	3,779,835

### 補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
15,903	▲ 4,637	4,007	▲ 616,700	▲ 63,023	▲ 27,091	▲ 691,541



繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額						計	繰越率	繰越額の理由別内訳												
		11月補正		2月補正 (初日/国補正)		2月補正 (中日/通常)				補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更								
補助公共	道路	32,256,257	250	16,402,900	120	4,015,628	77	2,881,591	447	23,300,119	72.2%	120	4,015,628	54	4,532,900	6	788,100	1	34,700	266	13,928,791	
	河川・ダム	10,319,179	27	5,423,460	40	1,330,903	9	224,940	76	6,979,303	67.6%	40	1,330,903	5	461,500	2	16,200	4	550,400	25	4,620,300	
	砂防	4,370,956	90	2,330,900	99	728,175	17	416,850	206	3,475,925	79.5%	99	728,175	27	653,300			2	53,000	78	2,041,450	
	港湾・空港	2,241,920	21	719,400	11	720,600	2	111,250	34	1,551,250	69.2%	11	720,600			1	26,100			22	804,550	
	街路・公園	3,396,481	8	1,701,900	4	337,050	3	193,200	15	2,232,150	65.7%	4	337,050	2	310,200					9	1,584,900	
	下水道	6,955																				
	住宅	3,200																				
	文化財調査	10,208																				
	災害関連	1,820,349	4	1,430,502				-574	4	1,429,928	78.6%	2	1,098,418					1	15,410	1	316,100	
<b>補助公共計</b>	<b>54,425,505</b>	<b>400</b>	<b>28,009,062</b>	<b>274</b>	<b>7,132,356</b>	<b>108</b>	<b>3,827,257</b>	<b>782</b>	<b>38,968,675</b>	<b>71.6%</b>	<b>276</b>	<b>8,230,774</b>	<b>88</b>	<b>5,957,900</b>	<b>9</b>	<b>830,400</b>	<b>8</b>	<b>653,510</b>	<b>401</b>	<b>23,296,091</b>		
県単公共	道路	616,254	9	177,375			24	397,219	33	574,594	93.2%			1	450			1	18,100	31	556,044	
	河川・ダム	1,606,700	19	1,249,215			4	92,200	23	1,341,415	83.5%			1	236,100			4	78,200	18	1,027,115	
	砂防	372,270	12	155,730			16	62,410	28	218,140	58.6%			5	51,910	1	35,000			22	131,230	
	港湾・空港	1,471,118	11	323,460			11	422,488	22	745,948	50.7%									22	745,948	
	街路・公園	102,755	3	25,300			5	23,575	8	48,875	47.6%			1	1,800					7	47,075	
	住宅	83,611																				
	地域整備促進等	463,578	3	8,000			46	250,861	49	258,861	55.8%			13	15,141	4	13,488	2	3,700	30	226,532	
	災害関連	1,349,485	23	936,512			12	161,500	35	1,098,012	81.4%							1	312,000	34	786,012	
<b>県単公共計</b>	<b>6,065,771</b>	<b>80</b>	<b>2,875,592</b>			<b>118</b>	<b>1,410,253</b>	<b>198</b>	<b>4,285,845</b>	<b>70.7%</b>			<b>21</b>	<b>305,401</b>	<b>5</b>	<b>48,488</b>	<b>8</b>	<b>412,000</b>	<b>164</b>	<b>3,519,956</b>		
<b>直轄事業負担金</b>	<b>9,031,486</b>																					
維持修繕	道路	12,097,109	101	1,323,100	170	3,105,661	114	1,100,079	385	5,528,840	45.7%	170	3,105,661	1	6,100	69	674,600			145	1,742,479	
	河川	1,958,826	31	1,152,081			49	244,370	80	1,396,451	71.3%			1	2,065	5	27,032	2	30,000	72	1,337,354	
	砂防	395,000	29	185,480			11	81,400	40	266,880	67.6%									40	266,880	
	港湾・空港	80,101					2	27,200	2	27,200	34.0%									2	27,200	
	地域整備促進	845,780	3	110,400			29	138,153	32	248,553	29.4%			7	16,000	1	7,000			24	225,553	
<b>維持修繕計</b>	<b>15,376,816</b>	<b>164</b>	<b>2,771,061</b>	<b>170</b>	<b>3,105,661</b>	<b>205</b>	<b>1,591,202</b>	<b>539</b>	<b>7,467,924</b>	<b>48.6%</b>	<b>170</b>	<b>3,105,661</b>	<b>9</b>	<b>24,165</b>	<b>75</b>	<b>708,632</b>	<b>2</b>	<b>30,000</b>	<b>283</b>	<b>3,599,466</b>		
<b>災害復旧</b>	<b>2,590,592</b>	<b>131</b>	<b>1,101,758</b>			<b>1</b>	<b>624,808</b>	<b>132</b>	<b>1,726,566</b>	<b>66.6%</b>										<b>132</b>	<b>1,726,566</b>	
受託	道路	76,149	1	15,600					1	15,600	20.5%			1	15,600							
	河川	376,798	9	218,844			1	58,950	10	277,794	73.7%			2	27,370			1	9,500	7	240,924	
	街路	46,604	1	13,400					1	13,400	28.8%			1	13,400							
	<b>受託事業計</b>	<b>499,551</b>	<b>11</b>	<b>247,844</b>			<b>1</b>	<b>58,950</b>	<b>12</b>	<b>306,794</b>	<b>61.4%</b>			<b>4</b>	<b>56,370</b>			<b>1</b>	<b>9,500</b>	<b>7</b>	<b>240,924</b>	
<b>その他</b>	<b>11,763,677</b>	<b>7</b>	<b>221,151</b>	<b>11</b>	<b>85,130</b>	<b>8</b>	<b>135,609</b>	<b>26</b>	<b>441,890</b>	<b>3.8%</b>	<b>4</b>	<b>54,851</b>	<b>1</b>	<b>1,000</b>	<b>2</b>	<b>152,000</b>	<b>2</b>	<b>24,460</b>	<b>17</b>	<b>209,579</b>		
<b>合計</b>	<b>99,753,398</b>	<b>793</b>	<b>35,226,468</b>	<b>455</b>	<b>10,323,147</b>	<b>441</b>	<b>7,648,079</b>	<b>1,689</b>	<b>53,197,694</b>	<b>53.3%</b>	<b>450</b>	<b>11,391,286</b>	<b>123</b>	<b>6,344,836</b>	<b>91</b>	<b>1,739,520</b>	<b>21</b>	<b>1,129,470</b>	<b>1,004</b>	<b>32,592,582</b>		

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額						計	繰越率	繰越額の理由別内訳											
		11月補正		2月補正 (初日/国補正)		2月補正 (中日/通常)				補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更							
臨港地域整備特別会計	805,783	2	47,388				2	47,388	2	47,388	5.9%									2	47,388
県営住宅特別会計	2,974,052					4	50,736	4	50,736	1.7%										4	50,736

# 令和2年度2月補正予算案(中日提案分) 流域下水道事業会計

## 1. 補正額

(1) 収益的収入及び支出

〔収 益〕 353 百万円減      〔費 用〕 419 百万円減

(2) 資本的収入及び支出

〔収 入〕 51 百万円減      〔支 出〕 232 百万円増

## 2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科 目 等		補正前の額 【R2.9補後】 (a)	補正額 d (b+c)		補正後 【R2.2補後】 (a+d)	概 要 等	
			初日<国補正> (b)	中日<通常> (c)			
収益的収支	流域下水道事業収益						
	営業収益	2,058,209	0	▲ 8,673	▲ 8,673	2,049,536	維持管理費負担金 ▲9百万円
	営業外収益	2,965,363	0	▲ 344,515	▲ 344,515	2,620,848	長期前受金戻入益 ▲349百万円 ほか
	収益計(a)	5,023,572	0	▲ 353,188	▲ 353,188	4,670,384	
	流域下水道事業費用						
	営業費用	4,879,327	0	▲ 400,626	▲ 400,626	4,478,701	減価償却費 ▲268百万円 資産減耗費 ▲110百万円 ほか
	営業外費用	122,384	0	▲ 46,090	▲ 46,090	76,294	消費税等(新会計分) ▲40百万円 ほか
	特別損失	29,000	0	28,185	28,185	57,185	消費税等(旧会計分) 29百万円 ほか
	予備費	2,000	0	0	0	2,000	
	費用計(b)	5,032,711	0	▲ 418,531	▲ 418,531	4,614,180	
収 支(a-b)	▲ 9,139	0	65,343	65,343	56,204		
(当期損益)	( ▲ 7,177 )				( 30,263 )	( )は税抜き	
科 目 等		補正前の額 【R2.9補後】 (a)	補正額 d (b+c)		補正後 【R2.2補後】 (a+d)	概 要 等	
			初日<国補正> (b)	中日<通常> (c)			
資本的収支	資本的収入						
	企業債	694,328	6,700	▲ 45,100	▲ 38,400	655,928	
	国庫補助金	684,062	330,000	4,500	334,500	1,018,562	防災・安全交付金
	他会計補助金	288,213	0	▲ 6	▲ 6	288,207	一般会計からの繰入金
	建設費負担金	401,505	7,500	▲ 8,881	▲ 1,381	400,124	
	固定資産売却代金	2,000	0	▲ 1,713	▲ 1,713	287	
	収入計(c)	2,070,108	344,200	▲ 51,200	293,000	2,363,108	
	資本的支出						
	建設改良費	1,584,840	345,000	▲ 42,834	302,166	1,887,006	交付金事業 ▲13百万円 県庫事業 ▲29百万円 ほか
	企業債償還金	770,779	0	0	0	770,779	
	長期借入金償還金	70,347	0	61	61	70,408	一般会計からの借入金償還 (R2終了)
	預り金返還金	25,000	0	275,000	275,000	300,000	過年度維持管理費負担金の精算
	予備費	5,000	0	0	0	5,000	
	支出計(d)	2,455,966	345,000	232,227	577,227	3,033,193	
	補 填(e)	385,858	800	283,427	284,227	670,085	損益勘定留保資金 ほか
収 支(c-d+e)	0	0	0	0	0		

## 令和3年度土木部の主な組織改正について

### 1. 空港整備に係る体制強化

#### (1) 改正内容

港湾空港課内に空港整備室を新設

#### (2) 理由

今後、県内3空港の改修工事(※)を円滑に進めていくため、室を設け各事業の効率的な推進体制を確保

※改修内容：航空灯火のLED化、滑走路・誘導路舗装改良、滑走路端安全区域整備等

#### (3) 組織概要

令和2年度	令和3年度
<pre> graph TD     K1[課長] --- M1[管理G]     K1 --- H1[港湾整備G]     K1 --- A1[空港整備G]     K1 --- S1[空港S(出雲空港管理事務所兼務含)]           </pre>	<pre> graph TD     K2[課長] --- M2[管理G]     K2 --- H2[港湾整備G]     K2 --- R1[ ]     R1 --- A2[空港整備室長]     A2 --- S2[空港整備S]     A2 --- T2[調整S(出雲空港管理事務所兼務)]           </pre>

### 2. 江の川治水事業に係る体制強化

#### (1) 改正内容

- ・河川課に江の川治水事業推進スタッフを新設
- ・県央県土整備事務所に江の川治水事業推進スタッフを設置(兼務)

#### (2) 理由

平成30年と令和2年に2度被災した江の川流域の治水事業を円滑に進めるため、国、市町等との調整を図る体制を強化

## 新広域道路交通計画について

### 1. 要 旨

- 現状の交通課題の解消を図る観点や新たな国土形成の観点から、防災・減災、国土強靱化に向けた道路ネットワークを構築するため、各地方整備局および各都道府県において「新広域道路交通計画」を策定するよう国から依頼があった
- 「新広域道路交通計画」は、概ね 20～30 年間の中長期的な視点で、地域における広域的な道路交通に関する今後の方向性について、広域道路ネットワークを含む基本方針を定めるもの
- 広域道路ネットワークは、高速道路や地域高規格道路、直轄国道を中心に、以下の要件で抽出した道路で構成
  - ① 隣接する地方生活圏（ブロック都市圏）の中心都市間を連絡する道路
  - ② 重要な港湾、空港等と高規格道路を連絡する道路
- 上記の国の施策に従い、このたび、島根県版「新広域道路交通計画」を策定した

### 2. 広域道路ネットワークの構成

#### (1) 高規格道路

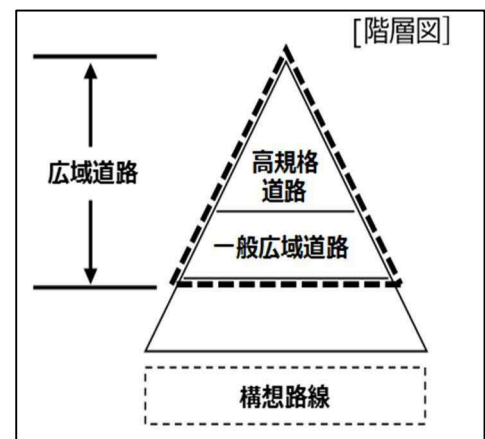
高速道路や地域高規格道路など、求めるサービス速度\*が概ね 60 km/h 以上の道路

#### (2) 一般広域道路

高規格道路以外で、求めるサービス速度\*が概ね 40 km/h 以上の道路

#### (3) 構想路線

高規格道路としての役割が期待されるものの、現時点で計画熟度が低い道路

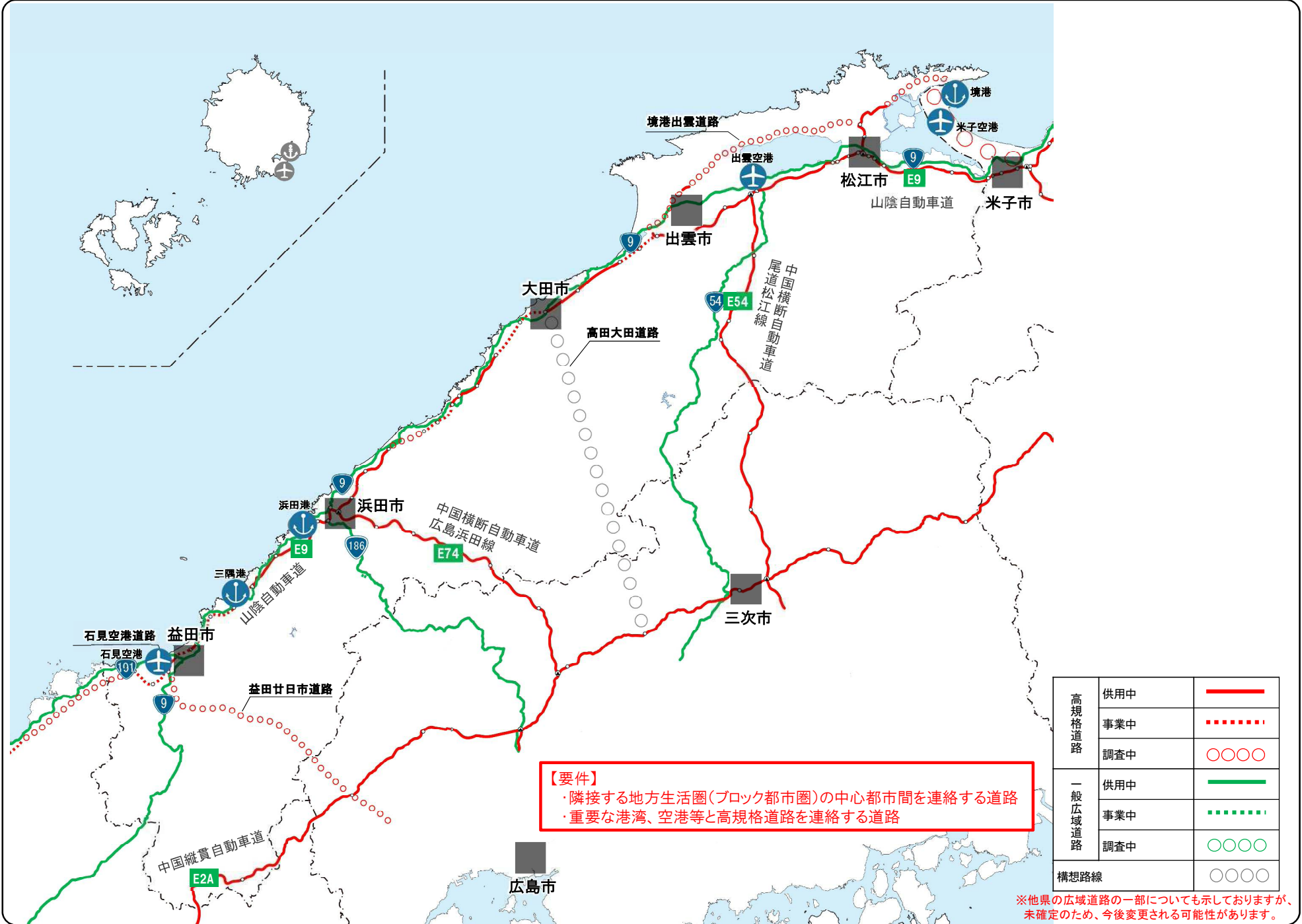


※ 道路の沿道状況や混雑状況等を考慮した上で、安全かつ快適に走行できる平均的な旅行速度

### 3. 県内の広域道路ネットワーク（次頁参照）

路線名	種別
中国道、山陰道、松江道、浜田道	高規格道路
境港出雲道路、石見空港道路、益田廿日市道路	
国道 9 号、54 号、191 号、186 号	一般広域道路
高田大田道路	構想路線

# 広域道路ネットワーク図



## 新たな土砂災害予警報システムについて

### 1. システムの概要

本システムは、土砂災害の危険性が高まったときに気象台と島根県が共同発表する「土砂災害警戒情報」と、それを補足する「土砂災害危険度情報」を提供している。

このたび、技術革新（高解像度化、迅速化）への対応や早めの避難行動を促すきめ細かな情報を提供するため、平成18年度の運用開始以降、初めてシステムの改善を行った。

これにより、市町村が発表する避難勧告や県民の自主避難の判断に大きく寄与すると期待する。

### 2. 主な改善内容（詳細は次ページ参照）

- ①メッシュ情報の細分化（5km→1km 四方）、判定間隔の迅速化（30分→10分）
- ②Lアラートと連携して避難所の開設情報を表示（新機能）
- ③地域別（概ね小学校区程度）の危険度情報の表示（新機能）
- ④複数情報の2画面表示（新機能）
- ⑤スマートフォン対応（新機能）
- ⑥多言語対応（新機能）  
（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、カガログ語、ベトナム語）

### 3. 周知の方法

- ・県ホームページへの掲載、報道発表（4月）
- ・土砂災害防止月間啓発チラシに掲載して全戸配布や街頭配布を実施（6月）

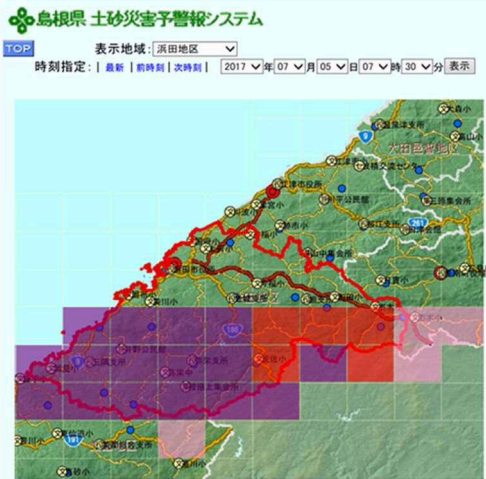
### 4. 運用開始

令和3年4月1日

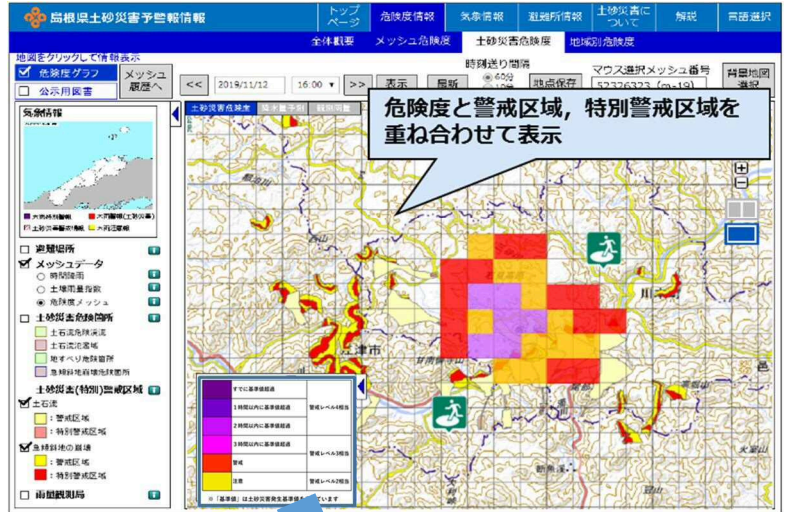
# 【主な改善内容】

## ① メッシュ情報の細分化

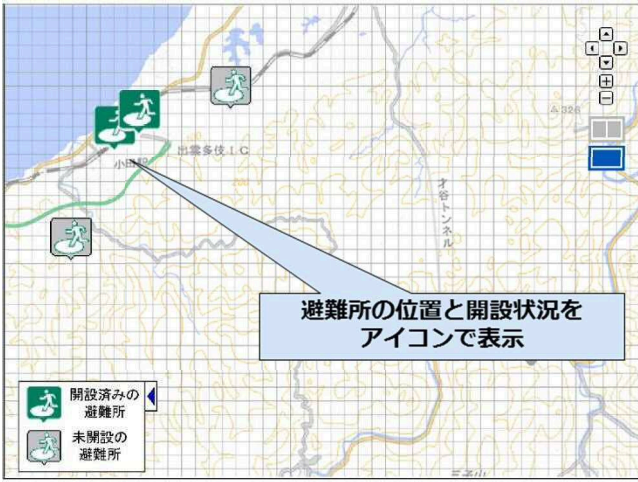
危険度を 5km メッシュ毎に表示 (現システム)



危険度を 1km メッシュ毎に表示 (新システム)



## ② 開設された避難所を表示 (新機能)

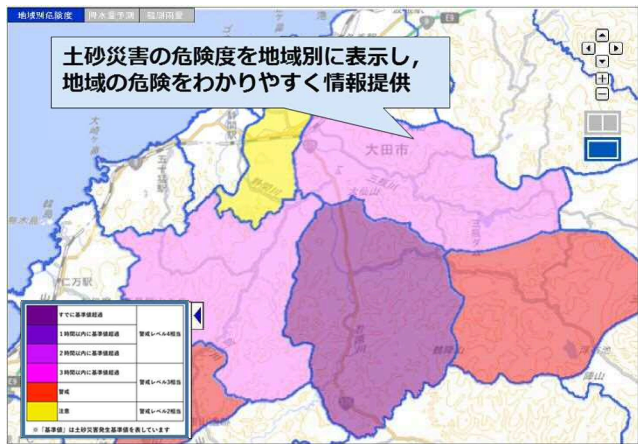


危険度情報の凡例

すでに基準値超過	
1時間以内に基準値超過	警戒レベル4相当
2時間以内に基準値超過	
3時間以内に基準値超過	警戒レベル3相当
警戒	
注意	警戒レベル2相当

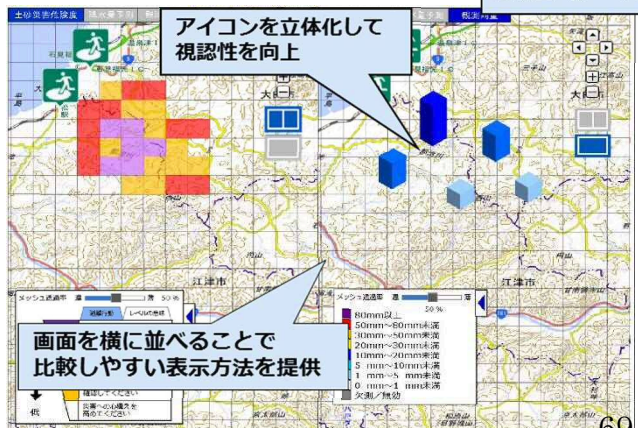
※「基準値」は土砂災害発生基準値を表しています

## ③ 地域別危険度情報の表示 (新機能)



## ⑤ スマートフォン対応 (新機能)

## ④ 複数情報の2画面表示 (新機能)



※画面表示は今後変更することがあります。